

供御人と惣

—近江菅浦の歴史—

赤松俊秀

一

中世の村落生活を研究している者にとつて、琵琶湖の北岸、竹生嶋と向い合っている葛籠尾崎に在る菅浦の歴史ほど、興味あるものは、すくないであらう。菅浦は北・東・西の三方、山に囲まれ、湖岸に残っている平地は、文字通り猫の額ほどの廣さであり、そこに聚落生活を営んでいるものも、戸數にして一〇五戸、人口にして四五八人と云うささやかな部落である^①。今では完全に忘れられているこの土地の歴史が注目されるようになったのは、大正六年に鎮守須賀神社の「あけずの箱」に收められていた中世の文書が千二百五十通も發見されたことが動機であつた。發見された文書は、古いところでは平安時代の中期、長久二年（一〇四二）と云う年號のものがあつて、永仁三年（一二九五）以後、元龜元年（一二五七）までのものが特に多い。その内容については、發見者の中村直勝博士^②と滋賀縣史編集長故牧野信之助氏^③が詳しく紹介されたが、隣村の大浦庄との間の長い争いにおいて、菅浦はどのようなにして戦つたか、村としての團結をどのようなにして堅めたかという事實についての史料が多く、學界の注目を惹いたのである。その後、中世の村落生活を取扱つた論文で菅浦の歴史に觸れたものは多いが、最近では林屋辰三郎^④、横山晴夫兩氏^⑤がそれぞれに菅浦を主題として論文を發表した。學界に周知され

ていると云う點では、菅浦は又新しく紹介する必要があると考えられるであろう。しかし實際には、從來の研究には、すくなくとも、二つの缺陷がある。その第一は、使用の史料が現存するもののすべてに及んでいないことである。いままでの研究は、主として、大正七年に京都大學國史研究室で影寫した菅浦文書を史料としているが、それに收められている史料は七百三十二通であつて、菅浦文書の一部に過ぎない。大正七年に影寫されなかつた文書については、昭和十五年に中村博士が改めて採訪され、總計五百十八通の文書が菅浦文書續集として影寫された。この續集の文書のなかには、第一次採訪のものゝ重複するものもかなりあるが、大部分は第一次採訪の分にはないものである。その一部は既に發表された研究にも引用されているが、全面的に史料として利用されていない。第一次採訪のものでも、今までに見落されているものがある。その意味では、今までに發表された研究によつて、菅浦の歴史が説き盡されているとは云えないのである。次に問題となることは、菅浦の村落生活を考えるに當つて、堺相論・惣中掟など、外部に顯著に現われる事實を重視して、村民によつて日常に営まれた生活についての注意が深く拂われていないことである。菅浦の住民の生活を支えた田畠耕作・營林・果樹栽培・漁獵・舟運・行商などの産業の規模についての説明が、具體的でない憾みがある。その結果、住民が生活を守るために戦つた對大浦の堺相論なども、鬭争のための鬭争と理解されている嫌いがある。鬭争すれば、必然に貴重な生命や物資が失われる。その犠牲を見て、住民が鬭争の意味を反省するのではなければ、その歴史は確執反目の愚かなものとするのほかはない。ところがいままで注意されていない史料のなかに、住民のこのような反省の事實を示したものがあり、貴重な體驗をつむに従つて、團體としての村民の行動の水準が高められた事實を明らかにしているのである。

この論文では上に述べた事情によつて、いままでの研究が注意しなかつた面に重點をおいて、議論をすすめることにするが、敘述の都合上、すでに知られている事實についても、詳しく述べることを豫じめ諒とされたい。引用の史料はすべて京都大學文學部國史研究室影寫本によつてゐる。影寫本は正續合せて十六冊あり、文書には正續を通じて收載順に番號

が附せられている。引用の便宜上、冊數と番號を例「(一ノ一)」によつて表わし、文書の所在を明らかにすることにした。滋賀大學經濟學部發行の彦根論叢では數年前から、菅浦文書を公刊しており、京大影寫本の收載順によつて本文を發表している。將來のことを思うと、その番號を用いるのが便宜かも知れないが、昭和三十年十一月で二百六十三通しか發表されておらないので、殘念ではあるが、用いないことにした。なお論述の範圍であるが、紙數の制限上、ここでは時代は應仁文明亂まで、問題としては供御人・漁業・農業・堺相論に限り、戰國時代以後のこと、園藝・廻船・商業・宗教・藝能のことなどについては別の機會に發表することにする。

二

菅浦が史料に初めて見えるのは、既に云われているように、奈良時代であり、萬葉集に、高嶋の足利・鹽津と一所に港として詠み込んだ和歌が收められている。その和歌を詠み變えたと思われるものが、權中納言長方の作として、夫木和歌抄^⑨にのつていることから見ると、平安時代末期でも、菅浦は港として公卿には知られていたことが伺われる。それに對して隣接の大浦庄は平安時代初期、元慶五年(八八二)三月十一日の勅によつて、延曆寺文殊樓に寄附され、壱田二十八町五反餘は俘囚浪人と一緒に清和院から延曆寺に施入されたことが知られている。^⑩天台宗が山門と寺門の二派に別れ、延曆寺と園城寺の争が激しくなりだして間もなく、^⑪長久二年(二〇四二)十二月十三日の太政官符^{七ノ六}によると、大浦庄は、園城寺第二十七世長吏明尊から同寺圓滿院領として寄附され、この日を以つて四至が定められた。この時の大浦庄の境界は、東は鳥坂、南は山田峯と海、西は神楊谷尾、北は往並井上生離岡であつた。大浦の東から南へと琵琶湖に突き出た葛籠尾崎の尖端近くに在る菅浦が、この四至の内側に在るか、どうかの問題をめぐつて、鎌倉時代後期以後、菅浦と大浦庄の間に激しい争が繰返されたことは周知の事實であり、それが菅浦の歴史を特色づけていることも、亦よく知られている。兩方

の主張のうち、どちらが正しいかと云うことについて、今までの研究の結果は一様でないが、菅浦としては重要な事実であるから、論を進める前に先ずこのことに觸れることにしよう。

大浦庄の主張を要約すると、菅浦はもと大浦庄内の一名であつたと云う

正安二・五大浦庄百、
姓陳狀、七ノ六三三

菅浦側はそのような事實はな

いと否定する。この對立する主張の是否を判定する資料としては、鎌倉時代でも長久二年（一〇四二）の官符以外にはなかつた。爭論の焦點は大浦庄の南界である山田峯と海をつなぐ一線より北に菅浦があるかどうかと云うことであるが、菅浦の北方、約四キロメートルのところに、今でも山田の地名が残つており、山田峯はその南に在る標高四五〇メートルの峯と考えてよいことからすると、菅浦は始めから大浦庄の外であるとしても、略誤りないであろう。この推定が正しいことを裏書きする事實は、大浦庄と菅浦がまだ堺相論を始めなかつた鎌倉時代の前期において、大浦庄と菅浦が獨立した存在であつたことを史料が示していることである。鎌倉時代中期に菅浦の住民は大浦の山に入るのを拒否されていたことがあり、紛争を生じたが、^⑨建治二年（一二七六）に解決した。同十二月附大浦庄中司下知狀^{大浦庄沙汰人中}によると、菅浦の住民は山入の時は必ず山手を拂い、作毛を損じ材木を伐つたりするようなことはしないと云う條件で、山入を許可された。その後、弘安五年（一二八三）六月十日附の能繼奉書^{三七一}によると、菅浦の百姓はこの時に改めて大浦庄の野山に入ることが許可されたが、その理由は菅浦の百姓が「御領百姓にてこそいへ」と申立てたからである。御領の百姓ではあるが、山手・請料を納めなければならぬことは、依然として變りはなかつた。この事實から判断すると、大浦庄と菅浦は、同一の庄を形成していなかつたことは事實と考えなければならない。

大浦庄と菅浦がこのように獨立の状態となつたのは、大浦庄側の主張によると

正安二・五大浦庄百、
姓陳狀、七ノ六三三

大浦庄の雜掌が竹生嶋

辨才天を信仰する餘り、私に寄進してからのことであると云う。菅浦の在家田畠がおそくとも平安時代末期以前に竹生嶋に施入されていたことは、建久三年（一一九二）十一月日附天台檀那院檢校實遍解で確められる

左京職宛、
七ノ六三二

實遍解に述べら

れているところによると、早崎は辨才天が遊行すなわち船で渡御するところであり、その関係から不斷常燈料所として菅浦の在家田畠が竹生嶋に施入されたと云うのである。竹生嶋と菅浦の関係が中世を通じて密接であつたことは、多くの文書に見えているが、牧野氏が引用した弘安十年（二八七）二月七日附竹生嶋寺僧等請文三ノ二に見えている古神興の菅浦への譲渡し^⑩、林屋氏が紹介した四月二日附法橋隆長下知狀菅浦名主沙汰人宛、九ノ七二四、所見の祭禮の幣・紙・扇などを下げ遣わす事實が、兩者の密接な關係を一番よく物語っている。菅浦の在家田畠の直接領主は竹生嶋であり、竹生嶋は前出の建久三年（二一九）三十一日附天台檀那院檢校實遍解左京職宛、七ノ六三二に見えているように叡山檀那院の支配を受けていたから、檀那院は菅浦に對しては本家に相當する地位に在つた。この支配關係が大浦庄が園城寺圓滿院領であることと、複雑なからみあいを生ずる一つの原因となつたことは、周知のことであり、大浦庄との關係の詳細については後述する。

菅浦は在家田畠の寄進を通じて、早くから竹生嶋の支配を受けたが、それと同時に供御人として、朝廷の御厨子所の支配を受けることになつた。供御人は天皇の供御の材料貢進をその職掌とする。菅浦供御人が自ら云つてることによると、菅浦の住民が始めて供御人となつたのは天智天皇の時代とのであるが永仁四・十一藏人所下文、菅浦供御人宛、九ノ七二一、それが信じられないことは、中村博士が早く指摘された^⑪。菅浦供御人は他の史料では高倉天皇の時代に供御人に指定されたと述べているが

建武二・正菅浦供御人目安、四ノ二八四

林屋氏も云つていふように、この主張には聞くべきものがある^⑫。林屋氏がこの主張に注目したのは、供

御人のうちでは史料の多い近江粟津供御人の存在が、平安時代末期の應保元年（二六二）にまで溯ることが根據であつた。周知のように供御人關係史料には信憑し難いものが多く、鎌倉時代以前の供御人の活動については、不信の眼を以つて見られ勝ちであつたが、故小野晃嗣氏が供御人に關する論文を發表したのが轉機となつて、平安時代の供御人の活動が注目されるようになった。私も座について、別に述べたことがあるが^⑬、その際供御人についての新しい史料を紹介して、平安時代の中期に地方に供御人が置かれるようになった事情を明らかにした。菅浦の歴史を考える上には供御人は重要な意

味を持つているから、次にやや詳しく、その發達のあとを述べることにしよう。

供御人を考えるに當つて、先ず始めに明らかにしなければならないのは、發生の母胎となつた地方の御厨である。職員令には御厨の規定がなく、日本書紀・續日本紀にも、その記事はないが、奈良時代、大和中心に近畿諸國に置かれたことは疑いない。そのなかで、御厨としての管理組織が解るのは近江國坂田郡に置かれた筑摩御厨である。この御厨は醬鮒・鮓鮒各十石、味鹽鮒三石四斗を毎年貢進するように規定されており、御厨のうちでも重きを置かれていた。この御厨には他の御厨には見られない長が置かれ、宮内省内膳司所屬の膳部の中から任命された。供御の鮒の漁獲・料理に當つたのは、奈良時代は雜供戸であつたらしいが、平安時代では調丁であり、京都への輸送は係丁がこれに當つた。これらの事實から考えると、御厨が調庸を根幹とする律令徵稅組織の一環であつたことは明らかである。

九世紀の後期から十世紀初頭にかけて、律令制全般に互つて變質の傾向がひととき顯著になつたに連れて、御厨の在り方にも大きな變化が現れた。類聚三代格卷第十九所收元慶七年（八八三）十月廿六日附太政官符によると、近江國では、それまで勢多・和邇・筑摩の御厨、田上御網代には一定の係人が配屬して、潔齋供御に當ることになつており、その外に贅人はないはずであつたのに、最近、内膳司・進物所・諸院・諸宮が土浪人を擇ばずに、數多く贅人に任命し、任命された者は役を免れることを思い、供御にかこつけて良民を苦めると云う事態が起きていた。朝廷はこの日の官符を以つて、上にあげた御厨網代に屬する以外の贅人は全部停止した。贅人に任命されたものがどのようなものであつたかについては、この官符以外に徵する史料はないが、百姓の大半、六衛府舍人となつた播磨國同様に、有力な土豪であつたとして、恐らく誤りあるまい。これらの土豪は重い調庸や雜徭を免れようとして、若干の供御を貢進することを條件に、贅人になることを望み、目的を達した者は山、川、海などへの立入を獨占して、山・川・海の資源を利用しなければ生活できない普通農民を強く支配しようとしたのである。土豪層のこの動きは、自己の所有地を中央の權貴に寄進して、その莊園としたこと

と一連の事實である。延喜二年（九〇二）三月十二日の勅で、最近に設置された朝廷の御厨・院宮王臣家の厨が取り消され、翌十三日には、班田を勵行すること、勅旨開田・莊園を廢止すること、院宮王臣家が百姓田地舍宅を買取り、閑地荒田を占有することを禁止することなどが、同じく勅によつて命ぜられた。

平安時代初期を通じて次第に發達してきた莊園制に對して、これらの勅は無力であり、發達の勢を阻む力を持たなかつたが、御厨の取消しも亦、同様に効果がなかつたようである。朝廷が新設の御厨を取消した理由は、供御に必要な食料は既設の御厨からの貢進、諸國の調物で充分と云うことであつたが、延喜五年（九〇五）に早くも河内國に大江御厨が新設され、取消令の弱點を曝露した。大江御厨については、西岡虎之助氏が嘗つて論及したことがあるが、主として平安時代後期についてであつて、設立の當初のことについては、何も述べられていない。これは史料の關係であつて、止むを得なかつたのであるが、最近發見された大谷文書^③によつて、おぼろげながら、設置の事情を明らかにすることができる。大谷文書元永二年（一一九）七月十六日の官宣旨によると、大江御厨については延喜五年（九〇五）の國司請文と云うものがあり、それによると、御厨の四至・供御人交名・在家・免田を檢注することが、この時に定められたようである。國司の請文は今散佚して傳わらないが、このように推定して誤りないであろう。^④大江御厨で注目すべきことは、御厨の設定、供御人の任命と一緒に、その免田が設定されたことである。免田は更めて解説するまでもなく、當初の原義は、特定の課役を負擔することを條件として、公田であることを免ぜられた田を云うのである。供御人の免田は、供御を貢進することを理由にして、認められたものである。大江御厨はその代表的なものであり、大谷文書によると、寛治六年（一〇九二）二月十七日附御厨子所符で、大江御厨供御免田のことについて命令が出たことが知られる。残念なことには、その内容は不明であるが、大江御厨の免田は應保元年（一一六二）には本田二百三十町歩に達していた。しかし所領内の作人は權門の威を慕つて、供御を貢進しないので、内藏寮はこれを訴え、併せて免田を百三十町歩新加して、三百六十町歩として、毎日一町歩の料

田を割り當てて、永代懈怠なく供御を備進するように要望した。^⑩

大江御厨は免田を中心に構成され、供御人に課された負擔と云うのも、主として供御米の貢進であつたが、魚鳥など調雑物の系統を引く供御物を貢進する御厨の構造はそれとは異つていたと推定される。この種の御厨の代表的なものは、近江國粟津橋本御厨である。この御厨については、史料も豊富であり、研究もなされているが、^⑪供御人の在地のあり方が不明なのが、研究上惜しまれる事實である。菅浦供御人は粟津供御人同様に主に生魚を貢進しながら、在地のあり方が具體的に判明していることは特筆すべきであろう。菅浦供御人は元弘三年（一一三三）五月廿五日の内藏寮領目録^⑫によると、彼等は毎年鯉三十喉・大豆一石・小豆二斗・小麥一石を朝廷に貢進する義務を負つていた。この記事が事實を傳えていることは、菅浦文書のなかの、この目録と略同時の建武二年（一一三三）八月日附菅浦供御人等證狀^{五ノ三}九一に、菅浦供御人は毎年鯉三十喉、麥一石四斗四升（駄實を含む）、枇杷二駄、大豆一石三斗四升を貢進する義務があるとして、知られる。このように鯉の外に小麥・大豆のような農作物、枇杷のような園藝物を貢進する供御人の在地の在り方は、どのようなものであつたか。菅浦文書が史料として勝れているのは、このような點について具體的な事實を傳えていることである。

建武二年（一一三三）八月日附菅浦供御人等證狀^{五ノ三}九一によると、當時の菅浦の在家は七十二字あり、うち漁人は五字であつた。鯉・麥・大豆・枇杷の供御物のうちで、麥は七十二字の在家が均分して負擔し、一字當り二升宛、大豆は漁人を除く六十七字が同じく二升宛負擔した。鯉については明記されていないが、五字の漁人だけで負擔したと考えても、恐らく誤りないであろう。内藏寮領目録によると、同時代の京都六角町生魚供御人は毎月人別に鯉一喉を貢進していたと云うから、人別年六喉貢進の菅浦供御人は、六角町生魚供御人の半額しか貢納しなかつた譯である。その代り菅浦供御人は鯉の外に、麥・大豆・枇杷を貢進した。

建武二年（一一三三）當時の供御物貢進の量は何時頃に定められたのであろうか。この間に答える史料はないが、注目さ

れるのは、麥と大豆で負擔する者の數が相違する事實である。麥は在家が全部で負擔するのに、大豆は漁人に課されなかつた。何故にこのように異つた取扱をしたかと云えば、先に注意したように、漁人は鯉供進を負擔したからである。次に問題となるのは、供御の鯉を供進しなければならぬ漁人が、家數にして五宇に過ぎなかつたことである。琵琶湖岸の部落であつて、耕地がすくないことを考えると、これは、果して事實であらうかと疑いたくなるが、總戸數七十二宇と云うのは後に云うように事實と認められるし、^④漁人五宇も事實としなければならぬ。事實現在でも菅浦の漁業人口はすくなく、全人口の約一〇パーセント強の四八名が漁業に従事している^⑤に過ぎない。

菅浦供御人の中核に當る漁人が事實このようにすくなかつたとすると、その持つていた漁業權の實體も、さして廣汎なものではあり得ないことも、自ら考えられることである。建武二年（二三三）八月日附菅浦供御人等證狀^{五ノ三}九一によると、菅浦の漁民が供御人となつたのは、堅田浦の漁人の妨害を排除するのが目的であつたと云う。應永四年（二三九七）四月七日に起きた兩浦漁民の衝突は、堅田の漁民が入漁出来ない規定になつていた菅浦の漁場^⑥を犯したことが原因である。堅田は、その前年から菅浦の漁場に侵入しており、^{應永三・八後小松天皇綸旨内藏頭宛、二ノ七一四}再三の不法行爲に憤慨した菅浦側は堅田方の漁網を三張取り上げた。堅田側は報復に來襲するとの噂があり、菅浦は叡山の樹下殿を始め、長田・安養寺などの附近の土豪に援助を依頼したが、萬一衝突の際は彼我の勢力が懸け違つていて、とても菅浦の獨力では對抗し得ないことが解つていたからであらう。菅浦は沒收した網を返還するとともに、衝突のきっかけを作つた暴行の若者を追放に附して、堅田と和解した。ついで海津の地頭の媒介によつて、鹽津から大崎海津まで、菅浦中心の十八町の漁場は前のように菅浦に認められた。菅浦の漁民が供御人となつて確保し得た漁業權は、このように小さなもので、菅浦の住民が本來に持つていたものと大差なかつたのである。^⑦菅浦漁民の數と漁業權の實態は判明したが、次に明らかにしなければならぬことは、高倉天皇の時代に、どのような動機から、朝廷が菅浦の漁民を供御人に指定したのかと云うことである。この點についての史料は菅浦文書のうちには見

出されない。従つて推測する外はないが、大谷文書が発見されて、ややその手懸りが得られたように思われる。高倉天皇の時代と云うと、前稿^⑧で明らかにしたように、全國に擴大した源氏の叛亂によつて、諸國からの御贄その他の運上が杜絶し、京都では市も立たなかつた時である。京都の六角町の生魚商人が供御人に指定されたのは、その直後の建久三年（一九二）であつて、大谷文書第一號の御厨子所公人等訴狀によると、戦亂や地頭の設置などで朝廷の支配力が及ばなくなつた御厨の供御人を再び朝廷へ引き付けるための手段でもあつた。菅浦の漁民がこの時代に供御人に指定されたのは、朝廷の供御人復興策と何等かの意味で關連があると推測しても、恐らく誤りでないだろう。粟津橋本供御人が六角町生魚供御人の店舗を借りて漁獲した魚を販賣したように、菅浦漁民も、販賣上の利便を與えられることを期待して、供御人となることを承諾したのかも知れない。その具體的なことについては史料がないが、鎌倉時代の前期に、御厨子所はたびたび下文を出して、菅浦供御人を保護したことは事實である。

三

中世の菅浦で漁業を專業していたものが僅かに五字七パーセントであつたとすると、残りの六十七字九三パーセントは、何を生業としていたのであろうか。この六十七字は、鯉以外の麥・大豆・枇杷の供進を負擔したと推定されるから、農業・園藝に従事したと考へて恐らく誤りないであらう。その外に林業に従事する者があり、それによつて大浦庄と争をかもしていたことは、先に述べた通りである。ところが、菅浦では耕地に利用し得る平地は狭く、^⑨それで多數の人口を養うことは不可能であつた。班田收授法の行われた古代では、恐らく他の寛郷で口分田を與えられたであらう。現在菅浦の田地と云うと、大浦に近接する日指諸河の十六町餘りの田地^⑩だけであつて、菅浦からは舟で耕作に通つてゐる。周知のように、日指諸河の所屬をめぐつて、大浦庄と菅浦は永仁三年（二九五）以來、何度となく争いを繰返した。いままでの研究では、

この争を堺相論として取り扱っているが、他所の者が境界を越えて入つてきたとか、樹木を伐つたとか云う單純な争いではなく、事實は耕地の争奪であり、菅浦住民にとつては直接死活に關する問題であつた。執拗に争が續けられたのも當然と云えよう。次にその發端、經過について述べることにするが、その前に觸れておかなければならないことがある。

それは牧野氏が早く注意した事實であるが、菅浦住民が鎌倉幕府御家人の地頭と争つて、その支配を排除することに成功したものである。文永六年（一二六九）九月九日附左兵衛尉小串行方申狀^{二三ノ七}によると、菅浦には惣追捕使職を置かれたことがあり、承久年間（一二二九—一二三〇）に小串民部入道と云う者が北條泰時の安堵を得てその職に在つた。その後この職は入道の聲で、鹽津の地頭の熊谷二郎左衛門尉直村に預けられたが、直村は菅浦住民との間に争をひき起し、百姓を召籠め暴行を加えたところから、惣追捕使職を召上げられた。惣追捕使と云つても幕府が支配した守護人ではなく、單なる庄官であつて、領家である竹生嶋又は叡山檀那院の支配に屬していたと考えられるが、鎌倉幕府御家人や地頭の勢力が庄園内に及んで、莊園支配の基礎を作りつつあつた鎌倉時代前期において、庄官職を持つてゐる御家人を排除するに成功したことは、何と云つても特記しなければならない事實である。惣追捕使はその後、海津紀左衛門尉に領家から宛行されたが、文永五年（一二六八）七月一日の幕府評定で、本所進止の領でも、御家人が知行していた所々について、幕府が以前から口入していたところに限つて、今後は成敗することが決定され、式目追加としてそれが公表されると、行方はこの式目を後楯として、竹生嶋別當に所職返還を申出た。竹生嶋は行方の要望を聞き入れなかつたようで、小串行方の惣追捕使恢復は實現しなかつた。

菅浦の住民が鎌倉幕府御家人で地頭である鹽津の熊谷と争い、その支配意圖を排除するのに成功したのは、前に引用した小串行方申狀^{二三ノ七}によると、神人の威を假つたからであると云う。この神人は日吉神人と考えられている。^④鎌倉幕府創立以來、叡山は建久二年（一二九二）、文暦二年（一二三五）の兩度に互つて、近江國守護の佐々木と激しい争をしたが、

いつも山門勢の先頭に立つて、守護勢を攻撃したのは日吉神人であつたから、菅浦の住民も鎌倉幕府の御家人と争うに當つて、またその威を假りたと云うこともあり得るであらう。菅浦が叡山との関係を強化したのは、嘉元三年（二二〇五）二月であつて、日指諸河の田畠の半分を山門に寄進したことがその轉機となつたが、菅浦の住民はその以前から日吉神人として、八王子社の神油を備進していたのは事實である。日指諸河百姓等契狀、一ノ七一 また永仁六年（二二九八）二月附某寄進狀九ノ七によると、この時、菅浦内に三宮八王寺と日吉神社の分社がまつられていた。かたがた以つて小串行方の云う神人は日吉神人としてもよいかも知れない。

しかし、ここで注意しなければならないことは、供御人の關係である。永仁七年（二二九九）二月日附の菅浦供御人等訴狀一〇ノによると、熊谷が菅浦の惣追捕使を失つた理由は、六波羅で熊谷と菅浦が訴訟しあつた時、供御方を混ぜし、云いかえると、供御方を惣追捕使の所管とすることを定めた下文を熊谷が提出することができなかったことであると云う。供御人を支配する者は、朝廷の御厨子所以外にはない。供御人等は六波羅でこれを強く主張したに相違なく、それを破る證據を提出できなかった熊谷は敗訴する外はなかつた。それについて思い合わされることは、建長四年（二二五二）十二月十六日附の檀那院政所下文菅浦百姓宛一ノ二六に記されている事實である。この下文は、行忠と云う者が江北叡太郎爲政の讓狀があると云つて、かつて菅浦に亂入した時に、檀那院が六波羅に通告してこれを止めたこと、またこの年の十一月に、前内藏頭の下知狀を持つて、行忠が再び菅浦に亂入した時に、檀那院が前内藏頭に照會して、下知狀は事情を知らないで出されたことを確め、菅浦の住民に行忠の代官を信用してはならないと命令したことを傳えている。この行忠については、外に史料がなく、詳細は不明であるが、行忠の名と云い、六波羅に關係があることと云い、小串行方の一族ではないかと推定される。その當否はともかくとして、一度菅浦へ侵入しようとして失敗した後、供御人に關係の深い内藏頭⑩の下知狀を手に入れて、再舉を企てたことは、供御方を混ぜしとの下文があると云つて、菅浦惣追捕使を恢復しようとした熊谷の

動きに相通ずるものがあることは確かである。小串行方申狀^{三ノ二}に見えている神人は、ことによると供御人のことも知れない。

菅浦の住民は上に述べたようにして、惣追捕使の熊谷を追出したが、惣追捕使と並んで重要な庄官である公文が、同じく幕府の御家人であつたことも注目に値する。永仁三年（一二九五）十二月廿三日附の六波羅御教書^{土左衛門三郎宛、一}によると、當時の菅浦公文の俊賢は幕府の御家人であつた。鎌倉幕府の御家人がどのような事情で菅浦公文に任命されたかについては、史料がないので、詳細は不明であるが、御教書に御家人とあつても、地頭とないことから考えると、地頭級の御家人ではなかつたと推定される。俊賢の祖先は、太良保の公文雲巖のように、本所の支配する庄官に在任しながら、一方において幕府御家人の身分を取得したのかも知れない。又ことによると、太良庄末武名の乗蓮のように、非御家人凡下の身分でありながら、守護に運動して、いつの間にか御家人の身分を取得したのかも知れない。^⑩御家人とは云いながら、地頭職を持たず、幕府と直接の關係を持たないと云う、云わば變則の御家人は太良庄に限らず、他にも多くあつた。菅浦公文の俊賢も恐らくその一人であろう。この種の御家人が鎌倉幕府の支配時代を通じて、どのように推移して行くかと云うことは、鎌倉幕府御家人についての基本的な問題であり、菅浦公文はその意味で注目すべき存在である。しかし菅浦公文についての鎌倉時代の史料は、永仁三年（一二九五）以外にはなく、公文が菅浦の住民を統率し、他庄と事を構える時には、指導的な地位に在つたこと以外は明らかでない。

鎌倉幕府御家人の公文を先頭に擁した菅浦は、先には鹽津の地頭の惣追捕使を退け、次いで大浦庄と日指諸河の耕地を争つたが、大浦との争は、關係するものが意外に廣く、容易に解決しなかつた。朝廷、幕府、守護などの調停で一應解決しても、また再燃し、完全に解決したのは、永仁三年（一二九五）より百六十六年後の寛正二年（一四六二）であつた。問題の中心の日指諸河の所屬については、菅浦・大浦は各々自領を主張して譲らず、いずれの主張が正しいかの判定で、朝廷、

幕府は困惑した。詳細の検討は後にすることにして、ここでは、地勢から考えて、始め大浦庄に所屬していたと考えるのが至當であることを述べるに止めておく。^⑩

それなら菅浦が元來大浦庄内である日指諸河の田畠を耕作するようになったのは、いつのことか。これを明らかにする史料はないが、大浦庄との紛争が起きた永仁三年（一二九五）よりはかなり以前ではなかつたかと推定される。嘉元三年（一二三〇）三月日附の注進狀^{二七}には、日指諸河から供御を貢進した百姓の名字が注進されているが、あげられている行包・光弘・國繼・安弘・國重・光成・末包・末光・爲元・得成の十名は、前年の嘉元二年（一二三〇）二月の菅浦日指諸河百姓等契狀^{七一}に連署した二十五名の百姓のうちには見えていない。注進狀には十名の百姓を「供御を備へたる百姓」と、わざわざ過去の表現をしているから、嘉元三年（一二三〇）より、かなり以前、おそらく菅浦から始めて供御の麥大豆を朝廷に備進した百姓の名字をあげたものと推定される。これら十名の百姓が、日指諸河を耕作するようになった経過も明らかでないが、恐らく出作と云うことで、大浦庄側の許可を得て、耕作を始めたのであろう。その後、相當長期間に亘つて平穩に耕作が續けられ、外に耕地としては特に持つていない菅浦の生活を豊かにしていたのに、永仁三年（一二九五）にあつて、突然に相論が勃發したのは、どう云う事情によるのであろうか。次にそれを述べることにしよう。

最初にあげなければならないことは、この當時、菅浦は鹽津の地頭熊谷に次いで、近江國守護佐々木賴綱との關係も圓滿でなかつたことである。正應四年（一二九二）九月四日附西園寺前内大臣（實兼）家御教書寫^{越後守宛、一ノ六三}によると、菅浦供御人は守護使船木藤二郎と衝突して、狼藉を受けた。この事件がどのような結末をつげたかは明らかでないが、朝廷からは綸旨が出て、武家傳奏の西園寺家から六波羅に伝えられたので、六波羅としても朝廷の面目を立て、守護側を抑制する態度に出たことは想像に難くない。それに對して守護が内心反撥を示し、菅浦と守護の關係はこの紛争の起る前よりも却つて惡化したのではないかと思われる。

菅浦が元來大浦庄内である日指諸河の田畠を自分の庄内に圍い込み、直接行動によつて耕作權を確保しようとしたのは、最初の守護との衝突よりは、四年後である。その間にどのような事件が起きたかは詳らかでないが、菅浦としては、日指諸河を自領として握らなければ、菅浦に襲いつつある危機を突破することは困難だと云う見通しを持つたのではないかと考えられる。永仁三年（二二九五）の相論が、前に述べたように、堺相論にありがちな偶然的な事件から大規模に發展したものではなくて、菅浦側が事前に計畫して、大浦側を襲い、衝突後の對策まで考えていたことが、この推定の正しいことを強く暗示する。菅浦とは比較にならない大庄である大浦庄の田畠の領有權を奪い取つて、自領内に圍い込むと云うことは、力の弱い菅浦の獨力でできることではない。誰か強い實力の保有者が後援し、萬一の場合その直接の保護を受ける見通しがなければ、侵略に容易に踏み切れなかつた筈である。菅浦はそれまでも獨立を全うするために、叡山檀那院・竹生嶋、内藏寮・御厨子所の二重保護を受けて、漸く守護・地頭の壓力に抗してきた。その菅浦が今度は逆に攻勢に出ようとするのであるから、上にあげた四者よりもつと強い實力の保護者を頼む必要がある。菅浦がその意味で眼をつけて交渉したのは、叡山の鎮守である日吉神社でなかつたかと思われる。永仁三年（二二九五）八月十一日附の某書狀^{一ノ}によると、この以前から、日指諸河の所當について、某と菅浦の住民の間に交渉があり、錢納の用途は七貫とするが、決定は檢注已後にすると、某から申入れた。次いで九月廿日には、日指諸河の田四町八段のうち定使給の三段を除き、四町五段に對して、分米二十二石五斗、山畠は公文・定使屋敷各一所を除いた分に對して、燈油代錢八貫文を課すること、實檢は百姓の歎願で中止することで協議は成立し、日指諸河の田畠は菅浦の住民に宛行された永仁三・九・廿宛行狀。菅浦百姓宛、一ノ七六。これで見ると、日指諸河の年貢はこの時に改定され、改めて百姓の知行が承認されたように見受けられる。するとこの宛行狀を出したのは誰か。文書にはその手懸りとなるものが明示されていない。牧野氏は、檀那院と推定している。^(四)これは一應首肯できる推定である。私も賛成してよいのであるが、上にのべたように、この宛行狀を出したのは、檀那院ではなく、日吉神社の關係

者でないかと考えている。それは次のような理由によるものである。根據はいろいろあるが、主なものは、年貢のなかに燈油代錢が含まれていることである。燈油は神佛の双方に獻ぜられることは云うまでもないが、嘉元三年（二三〇五）二月日附の菅浦日指諸河百姓等契狀^{七一}によると、菅浦は嘉元二年（二三〇五）より以前から日吉八王寺社の御油を備進していた。このことを考えると、永仁三年（二二九五）に定められた燈油代錢は、檀那院に納められたのではなく、日吉神社に納められたとするのが事實に當つていのでないかと思うのである。菅浦では日指諸河で事を起す前に、日吉神社に働きかけ、日指諸河の領主に仰ぎ、運上の年貢米、燈油代錢を協定して、住民は日吉神人となり、萬一の場合は神社の保護を受けることをきめたのでないかと考えている。

日指諸河の宛行狀を出したのが誰であつたにしても、日指諸河の所當を基にして、外部の援助の見通しがついた菅浦は、直ちに九月にいよいよ日指諸河の奪取に取りかかった。この事件のあと、その経過について近江國守護代宗源は、次のように報告した。供御人の中次郎以下の惡黨等が大浦庄に押寄せ、山田五郎を夜討で殺害した上、新三・御房太郎・江太郎以下の者を殺害した。^{永仁五・二近江國守護代宗源陳狀、一ノ五八}守護代は殺傷のことだけを報告したが、大浦庄の住民は、菅浦の住民が庄に亂入して、數十町の田畠を押領し、朱の勝示を打つたと訴えた。^{正安二・五大浦庄百姓等陳狀、七ノ六三三}その田畠が日指諸河であることは、永仁四年十一月日附の藏人所下文^{九ノ七}に、近年動もすれば甲乙人等當所比差師河に亂入せしめ、濫妨狼藉を致すとあることでも推察できる。大浦庄は領主の圓滿院宮を通じてこの事件を六波羅に訴え、六波羅は御教書を以つて、近江國御家人で菅浦公文の俊賢が人勢を引率して刈田狼藉をしたことについて、釋明を要求した。^{永仁三・十二・廿三六波羅御教書、一〇ノ七三三ノ一}菅浦の公文がそれに對して、どう答えたかは明らかでないが、菅浦は供御人として、近江國守護が大浦を支持して、菅浦を迫害すると朝廷に訴え出た。訴訟の内容は、守護使の勝淨・馬太郎・藤二郎が大浦庄民に依頼されて、船木浦で菅浦の住民を搦め取り、所持物を奪つたと云うのである。^{永仁四・九・七六波羅御教書、一ノ六二ノ二}守護代宗源は事實無根としてこれを否定し、菅浦の住民が夜討の犯人

を出さない批難を免れるために、虚偽の申立を行つたものとした永仁五・二近江國守護
代宗源陳狀、一ノ五八

菅浦と大浦の争に關連して、以前から萌していた菅浦對守護の對立が前面に現われて來たが、菅浦側の苦境を見て、報復の時が來たと考えたのは、鹽津の地頭熊谷である。永仁六年（二二九八）三月日附菅浦供御人等申狀七三〇ノによると、前年の十二月十一日に鹽津地頭の熊谷七郎二郎弟餘一等が菅浦に亂入し、漁獵を妨げ、家内に入つて掠奪をしたと云う。朝廷・六波羅を通じて釋明を要求された鹽津地頭熊谷直忠は、菅浦惣追捕使を名乗り、この職は關東御領として安堵されたものであるのに、本所の進止とすることこそ違亂であると逆に菅浦を訴え出た永仁六・六熊谷直忠代小松師
房重訴狀、三ノ二七六ノ二。双方の訴訟について永仁六年（二二九八）から翌正安元年（二二九九）に亘つて幾度か問答が行われたが、解決しなかつた。

菅浦が守護・大浦・鹽津と三方に敵を持ちながら、奪い取つた日指諸河の耕地を保ち得たのは、どう云う事情によるのであろうか。その第一は、日指諸河を奪取つた翌年の永仁四年（二二九六）の四月七日に、日指諸河の耕地を二十九番に均分し、各番に二人宛の作人を割當てたことである。⑤ 永仁四・四・七日指諸河
結番帳、一〇ノ七三五 恐らく菅浦は日指諸河を自領内に圍い込むに當

つて、大浦庄時代の耕作關係を廢棄し、菅浦の住民に耕地を均分することにしたのであろう。何故にこのようなことを考へたか。その事情は明らかでないが、この以後、日指諸河は菅浦の惣有と云う建前が永く保持されたことを考えると延文・四 永く保持し得たばかりではなく、後に述べるように惣の自治を築き上げる基礎となつた。その意味でこの事實は特記に値する。

菅浦が取つた第二の措置は、大浦庄の庄民のうちで中司などの庄官に反感を持つてゐるものを扇動して、反抗を起させ、敵方の分裂を圖つたことである。正安二年（二三〇〇）三月八日に伏見上皇は院宣七ノ六三を以つて、菅浦供御人等が訴えてゐる大浦庄住人の狼藉について、圓満院に釋明を要求した。大浦庄はそれに對して五月に陳狀七ノ六を提出し、菅浦の訴

訟は虚偽であると答辯したが、菅浦は朝廷に再三審議を要求し、翌三年（二三〇二）に及んだ。二月になると、大浦庄雜掌尊祐は次のように訴えた。交名にあげた大浦庄の百姓は「本所に敵對し、年貢を犯用し、夜討・放火等種々の狼藉を致し、剩へ檀那院僧正房知行同國菅浦に立籠り、（大浦庄）中司を殺害せしむべきの由、結構し」た者である。大浦庄としては、菅浦に惡黨の引渡すことを要求し、朝廷には處罰を望むと云うのである^{一〇ノ}。大浦庄の内争が菅浦の扇動によつて激しくなつたことは、推定して誤りないであろう。菅浦は大浦庄内部が分裂したことによつて、大浦から受ける壓力が減退し、それによつて、日指諸河の田畠を保持することができたのである。

大浦庄内の分裂がどのような結末を生んだかは明らかでないが、大浦庄對菅浦の争が意外なところに發展するので、關係者は次第に反省するようになった様子である。夜討・放火・刈田などの直接行動に訴えて、人命資財を損じたり、法廷での訴論に時間と金錢を浪費する愚を重ねるよりは、係争の土地を實地調査して、それに依つていずれの主張が正しいかを明らかにし、それによつて問題を解決する方が、より根本的な措置法である。このような反省が關係者の間に抱かれ始めたのは、大浦庄の内争が表面に出されてから間もないことであつた。正安三年（二三〇二）五月二日附の二位法印實雅返狀^{一五ノ}によると、このころ大浦對菅浦の紛争を決定する方法として、實地調査が考慮され始めたようで、院宣を以て實雅に對して、大浦庄山田峯について照會して來た。實雅は直ちに給主にその旨を傳えたが、給主は事實を報告するであろうと、實雅は院廳に回答した。^⑩實地調査は、翌正安四年（二三〇三）に行われた。實地に派遣された官使紀業弘注進狀^⑪（七ノ六四〇ノ五）によると、現地では大浦・菅浦の双方が調査に立ち會つた。大浦庄南限の山田峯の所在地、及びその西尾が二俣になつて、南尾は大浦のすぐ南の赤崎に達していることについては、双方の意見が一致したが、大浦庄の西限の神楊谷尾については、山田峯の西尾の二俣のうち、北尾の崎の八幡宮山から浦在家に至る線を主張する菅浦と、遙かに入海を隔てて、大崎山の南北の峯堂を限り、その西は海津領、東は大浦庄と云う場所を主張する大浦が對立した。この兩説のどちらが正しいかは

問題であるが、南限として山田峯の外に海があげられていることを考えると、西限は菅浦の主張よりもつと西方に在るのが自然であり、海津との庄堺とする大浦の主張が正しいであろう。問題の日指諸河は、南限の山田峯の西尾のうち、赤崎に達する南尾よりは南にあることは事實であり、その意味では大浦庄外と云える。しかし山を以つて堺とした場合、どこに境界線を引くかは、容易なことではなく、南尾に近接し、大浦の中心に近い日指諸河などは大浦庄に屬すると認めるのが至當であろう。大浦は更に庄號以後、代々日指諸河を知行していたことは、代々の檢注帳で明白であると主張した。この時に檢注帳が證據に提出され、それを基に、一々の坪付についての檢證が行われたならば、大浦の主張の方が事實に近いことが確認されたかも知れない。菅浦側がそれを回避したことは當然である。その結果、今度の官使下司は、堺について不明なことを明らかにするだけであつて、年來争つてゐる問題を決定するのではないと云う理由で、兩方の主張を繪圖の上に表わしたに止まつた。^⑨實地調査で菅浦が明確な答辯ができなかつたことは、その後の法廷での菅浦の立場を悪くしたようである。菅浦に不利なためか今日直接の史料は残つていないが、後の文書に引用されているところによると、嘉元年間（一二三〇—一二三六）の院宣には、「近江國菅浦と同國大浦庄堺相論事、兩方の證文分明ならず（中略）、承元以後の檢注帳の坪付を守つて、御進止あるべし」とあり、長久の官符は證據として採用されなかつたのである。^{一〇}實地調査の際の大浦庄側の證言が採用され、日指諸河は元來、大浦に屬していたと判定されたものと思われる。

このように朝廷の裁定が菅浦に不利になつたことに關連して、重大となつたのは訴訟費用の調達である。永仁三年（一二五五）九月に始めて衝突が起きてから、この時まで十年の長年月が経過しており、その間、朝廷、六波羅での訴陳に菅浦が使つた費用は莫大なものであつたに相違ない。乾元二年（一二三〇）三月十二日教覺奉書^{八ノ六}九七によると、この年の秋夏麥の所當は訴訟費用のために免除された。しかしそれぐらいのことでは訴訟費用を賄い切ることはできなかった。そこで菅浦は嘉元三年（一二三〇）二月十二日に村人八郎大夫以下が連署して、訴訟費用として日吉十禪師權現の彼岸上分物一五〇

實文を利子五文子、返濟期限十一月と云う契約で借受けた^{嘉元三・二・十六菅浦村人。等借錢證文、一〇ノ七四九。}菅浦村人等は、債務の返却を怠つた場合には、どここの場所でも、債務に見合うだけ質をとられてもよいと誓つたが、債務の保證はそれだけでは充分ではなかつたようである。つづいて日指諸河の土地を山門に寄進し、いままでの日吉八王寺社御油神人の外に、日吉二宮權現の神人として、神役を勤仕することを誓わなければならなかつた^{嘉元三・二菅浦日指諸河。百姓等契狀、一ノ七二。}

朝廷の有利な裁定で元氣づいた大浦は攻勢に出て、嘉元三年（一二三〇）八月五日に海路陸路の二手に別れて菅浦に侵入し、住民の家で掠奪を行つた^{嘉元三・八日吉八王寺宮兼。二宮神人訴狀、七ノ六三八。}その時に疵ついた住民の藤二郎の傷を八月十二日に淺井郡守護代弘眞が實檢し、證據として留め置かれていた櫓三張を受取つた^{嘉元三・八・十二淺井郡守護代。弘眞請取狀案、一〇ノ七五〇。}ついで九月七日に日吉聖眞子社の宮仕福王が大浦庄民のために傷つけられ、守護代弘眞がまた實檢した^{淺井郡守護使弘眞實。檢狀、一〇ノ七五一。}相次ぐ大浦庄側の攻勢に對して、叡山檀那院は今年十二月廿日に政所集會を開き、糺彈の事書を議決した^{嘉元三・十二・廿政所集。會事書、一〇ノ七五二。}

嘉元の裁定で不利の立場に置かれた菅浦は、院政が後宇多上皇から反對の伏見上皇に變るのを待つて、延慶二年（一二三〇）九に、檀那院から朝廷に菅浦村大浦の堺相論につき訴え出て、伏見上皇は院宣を以つて圓滿院宮にそのことを傳えた^{延慶二・九。十六伏見上皇院宣寫、大。納言法印宛、一〇ノ七五三。}檀那院は同年七月、更めて供僧等重申狀^{四ノ三六、一。〇ノ七五三。}を提出して、圓滿院が陳狀を提出しない以上、もとのように日指諸河は菅浦の進退とされたいと申入れた。裁定の結果は史料がないので明らかではないが、後の史料によると、依然大浦側に有利な裁定であつたようである^{建武元・十竹生嶋雜掌道秀。申狀、一一ノ七五九ノ一。}

一方守護地頭等の菅浦壓迫も依然として繼續した。菅浦は應長元年（一二三二）十月日附内藏寮菅浦御厨子所供御人百姓申狀^{一〇ノ七五四。}を以つて、守護・地頭・御家人等が鷹狩・海漁と云つて供御人の家内に入つて掠奪を行うことを院宣によつて禁止することを要望し、十月十三日附伏見上皇院宣^{應長元・十・十三伏見上皇院宣寫、内藏頭宛、九ノ七一二。}を以つて聞き入れられた^④。それ以後、暫らく守護壓迫の史料はないが、菅浦の對守護關係が改善されなかつたことは、後醍醐天皇の嘉曆四年（一二三九）三月二十一日

附内藏頭實清添狀頭辨宛、四ノ二八九ノ三以下に見えている守護代範綱以下の狼藉の事實で判明する。

これを要するに、乾元元年（二三〇三）の實地調査を轉機として、菅浦の立場は悪化した。朝廷の裁定の結果、日指諸河の占有を放棄したかどうかは明らかでないが、この時代では檀那院・日吉神社はなお大きな勢力を持っていたから、その庇護によつて、事實上の占有を續けていたと考えるのが、事實に當つていゝであらう。

四

日指諸河の領有權をめぐる菅浦對大浦の争は、中央の政局と複雑に絡みあつており、その解決が容易でなかつた時に、鎌倉幕府が後醍醐天皇の討幕に依つて遂に崩壊し、天皇の建武の新政も間もなく失敗して、足利幕府が成立したことは、菅浦對大浦の堺相論にも大きく影響し、その様相も自ら變化してきた。建武元年（二三三四）十月日附竹生嶋雜掌道秀訴狀一ノ七一によると、この年の二月十五日に大浦庄の沙汰人百姓が日指諸河に亂入し、狼藉を働いた。四月二日に雜訴決斷所五ノ七一で事件は審議されたが、菅浦側は嘉元延慶の院宣や承元の檢注帳をもとにして調査するのに反對して、長久二年（二〇四二）の官符を基にして、大浦庄の四至を定めるように要求した菅浦雜掌日安、一ノ七六〇。雜訴決斷所は五月廿八日附牒七ノ六三を以て狼藉の中止と雜掌の庄家沙汰し付け、狼藉人交名の注進を命令したが、國司守護の使に従つて、下地の受取に向つた菅浦の雜掌に對して、大浦側は武力で打渡しを拒否した。事件は改めて朝廷で審理されたが、今度は大浦側に有利な形勢となつた。それに對して、菅浦は四至について長久二年（二〇四二）の官符が基本であり、堺は乾元元年（二三〇三）の官使實檢で決定しているとして主張した建武元・十竹生嶋雜掌道秀、申狀寫、一ノ七五九ノ一。大浦はそれに對して、訴訟法に定める期限内に回答しなかつたので、雜訴決斷所は建武元年（二三三四）十二月十三日附牒近江國衛宛、八ノ六九四を以て、規定に従つて、論争になつてゐる日指諸河の點置を國司に命じた。

中央の形勢が菅浦に有利になると、近江國では菅浦供御人に對する迫害が相次いで起きた。十一月九日の平方浦での供御人藤二郎の船・積荷の差押え、十二月廿二日の片山浦での供御人平四郎の船・積荷の差押えがそれである。差押えを行つた者のうちには阿古法師など大浦の者も入つていたが、指揮する者は目代や國司の代官と稱する者であつて、差押えの理由は嘉元三年（一二三〇）二月十二日に菅浦が借りた日吉十禪師權現彼岸所上分物一五〇貫文を返さないだけではなく、催促に派遣された使者を殺害したことであり、建武二、正菅浦供御人訴狀、四ノ二八四借用の際の契約によつて、菅浦供御人所持の荷物を見つけた第に質物を沒收すると云うのであつた。菅浦はそれに對して借用の事實はなく、借用狀は偽作であると抗議した。しかしこれは菅浦の云いのがれであつて、一五〇貫文を借用したこと、元徳三年（一二三二）の十二月廿一日に、菅浦の住民成願・平三等三十四人が使者隣三郎、下人虎王を殺し、借書を奪つたことは事實である。建武元・十一・廿七無動寺兒。孫一丸訴狀、四ノ二八六ノ一おそらく、日吉社の嚴重な催促を受けて菅浦の住民が興奮し、時が元弘の變勃發直後の變動期であることも加わつて、使者を殺害したのであろう。いままで菅浦の有力な後援者であつた日吉神社と、このようなことで、決定的に反目することは、菅浦の將來にとつて望ましいことではない。債務の一部を拂い、惡化した日吉社との關係を改善しようとする動きは直ちに現れた。建武二年（一二三五）二月十日附聖仙契狀四ノ一によると、菅浦住人の連署狀によつて借りた用途（二五〇貫文）のうち、半分は直ちに支拂う、残り半分の支拂は聖仙が口入して、くるみの一心房に申付け、文書（借書）の寫はすぐに提出するし、正文は支拂がかたづいた時に案文ととりかえる、もし契約に背いた時は、聖仙の契狀を以つて、菅浦の連署人を責めてよい、以上のことが日吉社に申入れられた。この申入れの主旨が履行されたことは康永四年（一二四五）七月五日附さくら井免狀七六四で明らかにされる。しかし多額の用途を一時に返済するのは容易なことではなく、一心房が立替えた分は支拂つたが、さくら井が立替えた分は容易に返却できず、大津の西妙房のとりなしで、この時に債務を免ぜられたのである。康永四年（一二四五）七月八日附良延證狀四ノ一によると、菅浦は今西の熊谷越後からも金を借りており、大津の西妙房の

とりなしで同様に債務を免除された。暦應四年（二三四二）十月廿三日附正阿彌陀佛等請取狀^{四三}によると、菅浦は京都の「五條のむしや」より一〇貫文を借り、この時に一倍の利を加えて二〇貫文を拂つた。この借金も恐らく日吉社への債務辨償のためのものであつたらう。

建武二年（二三三五）は菅浦に取つては多事な年であつた。堅田が菅浦の漁獵を妨害したので、八月に目安を以つてその旨を朝廷に訴え、供御人として負擔する内藏寮役を明らかにしたことは前に述べた。翌延元元年（二三三六）になると、足利尊氏の謀叛によつて、後醍醐天皇の新政は崩壊し、天皇は叡山に遷幸したが、叡山におられた間に、同年の六月五日附綸旨^{八ノ六}を以つて、建武元年（二三三四）十二月十三日に雜訴決斷所が下した決定を正式に認められた^⑤。しかし後醍醐天皇は間もなく京都に還幸、次いで吉野でいわゆる「南朝」を建てられ、事實上、その支配力は湖北のこの地方に及ばなくなつた。菅浦は改めて大浦側の濫妨を光嚴上皇の院廳に訴え、院廳は建武四年（二三三七）六月十二日附院宣^{左大臣法印宛、七ノ六三ノ六}を以つて、圓滿院に、訴えの内容が事實ならば、濫妨を停止するように命じた。圓滿院は容易に陳狀を提出しなかつたが、暦應二年（二三三九）七月十九日から院廳の文殿で檢非違使別當柳原資明を奉行として審理が始まつた。しかし堺の事實調査をせずに、奉行官人の申詞だけを取上げて審理をするので、菅浦の雜掌は異議を唱え、圓滿院の僧を召喚して理非を盡くすことを要求した。八月九日に審理は再開したが、圓滿院側は依然出延せず、奉行官人の申詞だけで沙汰を進めることは前と同様であつた。菅浦はそれに對して重ねて抗議し、他の公卿も兩方の證文、繪圖を召出して審理することを主張したが、實現せず、暦應三年（二三四〇）三月廿日に文殿の注進に依り日指諸河は圓滿院領と認める旨の院宣が出た^{左大臣法印宛、七ノ六四〇ノ一}。菅浦はすぐ檀那院申狀を以つてこの裁定に異議を唱え、上に述べた審理の經過を詳述し、併せて六ヶ條^⑥に亘つて、日指諸河は菅浦所屬とすべき理由をあげた^{暦應三・五檀那院。申狀、七ノ六三〇}。院廳もその抗議に理由があるのを認め、五月四日附院宣^{別當宛、八ノ六九九}を以つて、奉行の檢非違使別當柳原資明に辨明を要求し、九月廿九日附院宣^{中納言法印宛、九ノ七一}を以つて檀那院の本所である梶井宮

に越訴を勧めた。その結果、どうなつたかは明らかでないが、日指諸河を菅浦が事實上占有したことは、依然變りなかつたようである。

菅浦對大浦の日指諸河の爭奪戰は、貞和元年（二三四五）には菅浦の住人成願等の違勅と云う事實となつて發展した。成願等が犯したと云う違勅の事實が何であるかは明らかでないが、^④關係文書に述べられていることからすると、日指諸河の耕地での暴行に關係していることは明らかである。成願等の行爲を追求する最初の武家御教書はその年の七月に出て、菅浦は直ちに抗議したが^⑤貞和二年・三・廿二菅浦、重ねて十一月廿八日附御教書^⑥佐々木大夫判官宛、一ノ七六六、が發せられたので、翌二年（二三四六）

三月、菅浦雜掌は成願等の引渡に同意するとともに、大浦庄が押領した赤崎谷尾神揚の間の一浦の在家の返還を要求した^⑦貞和二年・三・廿二菅浦。しかし在家の返還が實現しなかつたためか、菅浦は容易に成願等を引渡さず、督促の武家御教書は度々發せられたが、同五年（二三四九）になつて、守護方の義祐・長經の兩人は五月廿一日附注進狀^⑧伊庭宛、二ノ八六、を以つて、この事

件に關連して、調査をした處、日指諸河は長久二年（二〇四六）の官符によつて菅浦の領内であることは、明らかなこと、成願等は京都に送るために拘置した旨を守護代に報告した。しかしその後、守護方の者は、成願等の京都送附を中止した。

その理由は、日指諸河は菅浦領であり、その行爲は違勅に當らないと云うのである^⑨近江國守護又代注進。幕府は、それに對し

て、山徒以外の者が違勅の罪に問われた時は、逮捕を拒否できないとの理由で成願等の召進を守護に要求した^⑩貞和五年・六・十三書、目賀田入道。守護方では止むなく成願等を京都に送附することにした。七月十日に守護代伊庭の命によつて、守護側が訴宛、二ノ八五。

訟になつている日指諸河の檢知をすることにした處、菅浦側は長久二年（二〇四二）の官符を提出して、事情を説明したので、守護方は檢知を中止した^⑪近江國守護又代注進。實地檢證を以つて下地が打渡されるものと考えていた大浦は、十日多勢を

つれて現地に行き、多數の力を頼んで作物を刈取つた。菅浦はその報復として十二日に菅浦に接している大浦領内に押寄せ、庄家に亂入して財寶を奪掠し、大浦側の百姓を多數打取り、十三、十四、十五、十六の連日に及んだ。大浦庄雜掌源

増は七月十七日附訴狀^{七七}を以つて近江國守護所にこのことを訴えた。しかし守護は大浦側の提訴を認めず、菅浦に理があるものとして、七月廿八日にその旨を朝廷に報告した。しかし成願以下の違勅の者は釋放せず、依然として拘留していることを附け加えた。貞和五・七・廿八近江國守護所注進狀、一一ノ七七一。

成願等の拘留は、再度菅浦對大浦の激突の原因となつたが、この事件を契機として菅浦が守護方の一部のものと深く結ばれたことは、いままでなかつたことである。觀應元年（一二五〇）六月十五日に大浦側が多勢を以つて菅浦領内に侵入し、粟以下の作物を五町餘り刈取り、菅浦住民を打擲した時も、守護代は菅浦の注進に基づき、暴行人の名簿をあげ、その召出を大浦庄預所に要求した。觀應元・六・廿近江國守護方妙智下。知狀、大浦庄預所宛、二ノ一四五。日指諸河の紛議が発生して以來、どちらかと云えば、守護方を

敵に廻らす傾向のあつた菅浦として、守護方と提携することは、大きな方向轉換であつた。菅浦は有力な味方を得たことを喜んだであろうが、勢力關係の錯雜している當時に、このような方向轉換をして、しかも波瀾を見ずにすむと云うことはあり得なかつた。いままでは菅浦の後楯であり、守護勢力とは歴史的に對立關係にあつた日吉神社が先ず反撥した。日吉神社では菅浦を敵視し、反對に大浦を日吉社の神領に加えて保護し、菅浦の湖上交通を實力で妨害するようになった。

觀應元年（一二五〇）十月廿二日附日吉十禪師彼岸所事書^{九ノ七}によると、日吉社ではこの時、大浦下庄下司職を日吉八王寺社の神領と宣言し、その名内の小津久見名田五段の作稻を八月八日に刈取つた菅浦の住民に對して、菅浦の給主、おそらく檀那院を通じて、盜物の返還、犯人の處罰を要求し、給主が難澁するならば、宮仕公人を以つて湖上交通の菅浦住民を逮捕することを公告した。大浦下庄が叡山と對立關係にある園城寺圓滿院領であつたことを思うと、その下司職が日吉社の神領であると云う宣言は果して事實を云つたものかどうかは疑わしいとも思えるが、守護方を引入れるに成功した菅浦に對するいやがらせとして、大浦下庄が、下司職を日吉社に寄進してその保護を受けることにしたこともあり得ることである。足利尊氏が弟直義を倒すために、吉野の後村上天皇に降伏し、長い間擁立してきた北朝の朝廷を否認すると云う離

れ業を演じたのも、全くこの時のことであつた。目的のためには手段を選ばぬと云う時代の風潮は、この時から特に激しくなつたのであり、それが湖北の僻地にまで及んでいたことが知られる。

大浦下庄と日吉社のその後の關係について徵すべき史料はないが、菅浦對日吉社の關係は益々惡化するばかりであつた。觀應三年（二三五三）四月十四日附政所集會事書^{三ノ}によると、課役の催促に菅浦に赴いた日吉社の宮仕三人に對して、菅浦住民は四月六日に暴行を加えており、日吉社では、菅浦のこの行爲は凶徒すなわち南朝方に與力する陰謀であるとして、菅浦住民が湖上を航行するのを妨害し、開田大所^④へ出作するのを禁止する旨を明らかにした。

菅浦と日吉社の關係が惡化すると、檀那院やその院務を支配している梶井宮と菅浦との關係も微妙となつた。梶井宮は菅浦雜掌光慶申狀^{觀應二・六}に基づいて、觀應元年（二三五〇）六月十五日の大浦側の亂入を改めて朝廷に訴えて、圓滿院へ釋明要求の院宣^{（觀應二）七・五光嚴上皇院宣}を出させるなど、菅浦のために努めたが、菅浦の複雑な動きを警戒したのである。う、預所を改替して、廊房僧都を以つて任命することにし、觀應二年（二三五二）九月廿三日附梶井宮令旨^{廊房僧都宛、三ノ二二六}を以つて預所職の門葉相續を認め、同日附の別の令旨^{四六}を以つて、前預所の下知と云つて新給主廊房僧都の命令を聞かない住民を處罰すべきことを命じた。それに對して住民は反叡山の態度をますます固め、觀應三年（二三五三）四月六日には前述のように菅浦に來た日吉社宮仕三人に暴行を加え、同月九日には菅浦の地下沙汰人の仲介でそれまで不和であつた菅浦代官と住民が和解し、代官より公文宛てに請文^{三ノ一}を提出したが、請文は正平七年（二三五三）と南朝の年號を用いたことが注目される。日吉社が事書で凶徒すなわち南都側と通謀していると菅浦を批難したのも、こうした菅浦の動きからすると、一分の理由があつたとしてもよいであらう。

菅浦と守護方の接近は、守護方郡使西野又五郎入道の再三の入部となり^{（文和二）三、十四梶井宮令旨、廊房僧都宛、二ノ一四、八、文和二五、十五檀那院尊法院集會事書、二ノ九一。}、守護も檀那院の抗議に基づいて西野の召上げを命じたが^{文和二・五・廿六佐々木定詮下知狀、梶崎四郎兵衛尉宛、二ノ一二八}、菅浦の住民と西野の關係は深くなる一

方であつた。梶井宮では令旨(文和二年八月廿五梶井宮令旨、廊房僧都宛、一一ノ七九)を以つて、菅浦に對して、西野の追出、同心の住民の逮捕を命令

したが、效はなかつたようである。西野等の菅浦援助は、それを跳躍臺として、近江國の北郡の寺社本所領を兵糧料所とすることにあつた。南北朝時代の内亂が長期になるにつれて、守護の寺社本所領の侵略は深酷なものとなり、幕府は度々それを制止したが、^⑧觀應三年(二三五二)七月廿四日の沙汰^⑨で、近江・美濃・尾張の三ヶ國の本所領の半分は兵糧料所として、一作に限つて守護方に預けることに決めた。これが半濟である。次いで八月廿一日の沙汰^⑩で、近江・美濃・尾張の外に、伊勢・志摩・伊賀・河内・和泉の五ヶ國が半濟令の適用を受けることとなり、本所と守護が下地を折半することになった。鎌倉時代初頭の守護地頭配置以來、次第に追いつめられていた寺社本所領は、半濟の施行を契機として、決定的に劣勢な立場に置かれることとなつた。その意味で半濟が果した歴史的役割は大きい。この半濟がどのような順序を以つて進化したかを示すのが、上に述べた菅浦の場合である。半濟實施のきつかけを作つたのは、守護ではなく、郡使など守護の又代官級であつた。守護はかえつて寺社本所の要求を容れて、郡使を戒飭したほどである。しかし守護の又代官も武力をかざして、地方の住民を威壓するだけでは、一時の掠奪はできても、その土地の領主となることは難かしい。在地の住民を掌握することが必要であり、それには住民の悩みとなつている問題を彼等の力で解決してやるのが捷徑であつた。菅浦の場合、大庄の大浦の壓力を受けて、生存が困難となつていたところ、守護方の後援を得て活氣づき、喜びの餘り、本所に敵對するまでになつた。このような事實がなければ、半濟の成功はおぼつかない。菅浦と同様な事實を他に見出すのは、いまのところ困難であるが、半濟の成立を考えるに當つては、見落してはならない事實である。

江北の寺社本所領を兵糧料所にする動きは文和二年(二三五三)になつて激しくなり、幕府は七月五日附御教書(佐々木衛門尉宛、八月廿五日附御教書、雜貨人佑・諫方神左衛門尉宛、一一ノ七八四ノ一・三)を以つて守護に取締を命じたが、濫妨の行われている庄園は十九ヶ所にのぼり、そのうちに菅浦もあげられている。守護佐々木道譽の次子五郎左衛門尉高秀は九月三日附請文(一一ノ七八四ノ二)を以つ

て、十九ヶ所には、守護としていままでも干渉したことはなく、今後も嚴密に沙汰する旨を回答した。これは、半濟を實施する意圖が守護にないことを表明したものであり、梶井宮は九月八日附の令旨八四ノ四、四ノ三〇六を以つて、菅浦に高秀の請文を傳え、濫妨人西野を地下から追出すことを命じた。

守護はこのように兵糧料所化の意圖を否定したが、事實は、逆であつて、菅浦日指諸河は大浦と一緒に、佐渡五郎左衛門尉(高秀)から熊谷二郎左衛門尉に兵糧料所として與えられた八〇〇、文和四・九某下知狀、一ノ五四。これは菅浦の住民にとつては意外の事實であつたが、歴史的に菅浦と敵對關係にある熊谷が平和に菅浦に入部して、新しい所領を知行することは不可能であつた。文和三年(二三五四)四月、菅浦雜掌は目安三〇一を以つて、金輪院⑥が雜掌を召付けて、菅浦に濫妨しよう

としていたとの噂があると梶井宮に訴えて、措置を要求し、金輪院乗徹は五月二日附請文七九四を以つて事實無根と否定したが、五月八日附梶井宮令旨加賀左衛門尉宛、二ノ一〇二によると、事實は金輪院同宿の雜林房と云うものが、菅浦日指諸河の預所職

を與えられたと云つて、新保⑤の地下人を誘つて入部しようとしたのであり、金輪院は直接に關係しなかつた(文和三・五・八左衛門尉友康奉書、菅浦百姓宛、一ノ八)。梶井宮ではこの菅浦侵入の計畫の背後には大浦がいるものと考え(文和三・七・八梶井宮令旨、金輪院注記宛、二ノ一二六)、警戒のため、預所

廊房の代官として、現地に伊賀をおくことにし、伊賀は文和三年(二三五四)六月廿八日附で、忠誠を誓つた起請文七八五を提出した。熊谷の菅浦領有の企はまたしても失敗し、熊谷の知行を許した守護も、日指諸河は菅浦の領有であることを

認めざるを得なくなり文和四・九・十四彈正忠信良、申狀、奉行所宛、二ノ八八、大浦側の訴訟は棄却された文和四・九某下知狀、一ノ五四。

大浦側はそれでも、なお文和五年(二三五六)四月に圓滿院雜掌目安六二一を以つて、成願以下の違勅の輩の濫妨が止まないことを理由に、菅浦の管理を要求したが、守護は五月十六日附書下堀兵衛五郎入道宛、四ノ二九四を以つて、長久二年(一〇四二)の官符が明らかであるとの理由で、大浦の要求を却下した。日指諸河をめぐる、圓滿院宮・梶井宮の訴訟は翌延文二年(一一五七)に續いたが、双方が以前と同じ主張を繰返すのを坐視できなくなつたのであろう、大浦の給主熊谷餘一入道は九月廿

六日に家人孫四郎入道を菅浦に侵入させ、掠奪を行つた。延文二・七菅浦雜掌全。勝訴狀、二ノ一二〇。守護は同七月四日備中守直尊書狀瓜生宛、一ノ三

七を以つて熊谷を訓誡することを約したが、菅浦側でも餘一入道と酒肴などで妥協することを考えており、梶井宮ではそ

れに歩調を合わせて、京都で種々運動するを約束した。（延文二）閏七・七友。熊谷については、その後の史料に出て來ないの

で、家人をいつ引揚げたか不明であるが、無年號の文書八・十九梶井宮令旨、菅浦日指諸河預所宛。康書狀、一ノ八〇九。一ノ八・十九友康書狀、一ノ八〇七。に見えている中河右馬助が日指

諸河は大浦の内と云つて年貢を責め取ると云う事件も略同時のことである。ことによると、熊谷が孫四郎を亂入させた

のに引續いて、起きた事件かも知れない。同年九月には菅浦雜掌友安は申狀二ノ九三・一四九ノ二を以つて、八木孫五郎・かわち左衛門

太郎・同又五郎・小使今西丹後介・海老江左近等が菅浦に亂入し、竹木を伐取り、船を押し取つたことを訴えた。申狀に

よると、掠奪は兵糧又は半濟を理由としたものであり、濫妨した者も、名字から云つて、東淺井郡の土豪と推定される。

守護の湖北勢力の中心をなす地方土豪も、緊密な一體となつておらず、菅浦を支持する西野派と、大浦を支持する熊谷派

とに分れ、それぞれが互いに勢力を争つていたことが知られる。

守護代の道達は延文二年（二三五七）九月十四日附制札九八を菅浦に下し、甲乙人が菅浦に亂入するを制止したが、守護方

の内部でも大浦側を支持するものの勢力が次第に強くなり、その方の菅浦亂妨は次第に激しくなつた。梶井宮では同年十

二月八日附令旨二四を以つて幕府奉行齋藤に幹旋を依頼した。齋藤から申入を受けた道達は翌三年（二三五八）二月十一日附

下知狀舟木左衛門太郎・金勝九郎二郎宛、一ノ七九二を以つて部下に對して交通妨害などの中止を命じた。守護方が菅浦への交通を妨害したのは、

訴訟の費用調達のためにも是非必要な菅浦住民の湖上交通を抑壓して、屈服させようとするものであり、船以下を差押え、

自活の道を絶とうとするのであるから、菅浦にとつては容易ではない形勢であつた。延文四・三某。申狀、一ノ三。延文四年（二三五九）になる

と、南庠房同宿法性房が守護の被官と謀つて菅浦侵入を企てていると云う風聞があり。延文四・二目安。二ノ一二九。住民の動搖が激しく

なつたので、梶井宮では止むなく義浦次郎右衛門尉と云うものに日指諸河の年貢の三分一を得分として與えることを條件

に、菅浦の扶持を命じた。延文四・三・十五梶井宮令旨、菅浦次郎右衛門尉宛、二ノ一二五、
(延文四)三・十五左衛門尉某奉書、日指諸川百姓宛、二ノ九〇。

しかし菅浦一人の力で守護側の壓力を排除することはできなかった。兵糧米を理由とする守護側の亂妨は延文五年（二三六〇）になつても止まず、梶井宮は住民の申狀に基づいて、守護に交渉したが、守護側は中止すると回答するだけで、誓約を實行する誠意を示さなかつた。梶井宮としては、菅浦だけを頼りにする外はなかつた。(延文五)閏四・八友康奉書、菅浦百姓中宛、四ノ二八八。翌康安元年（二三六一）になつても事件がまだ解決しないのに堪えられなくなつたのであろう。菅浦は、守護代梶崎に對して本所梶井宮を経ずに直接交渉した。梶崎は七月廿六日附で菅浦に返事一二ノ八五一、一二ノ七九五を送り、菅浦は梶井宮の御領であるから、自分が代官に大浦との堺のことで申付けたことはあり得ないと言明した。

菅浦・大浦の堺相論についての史料は、その後しばらく缺けているが、永和四年（二三七八）になると、大浦は遂に菅浦を支配するに成功した。至徳元・八・廿一禮那院集會事書、二ノ八九。その事情は史料がないので詳らかでないが、背後には守護の支持があつたこと

は、推定して誤りないであろう。梶井宮は九月廿日附政所下文七九七を以つて壽一丸を雜掌職に補し、翌五年（二三七九）正月十六日には令旨一八を以つて廊房大夫堅者に對して日指諸河を知行せよと命じたが、實際はまだ菅浦の知行を恢復していなかつたのである。日指諸河を含めて菅浦が、住民の歎願によつて、大浦から分離したのは、その直後、永和五年

（二三七九）二月九日のことであり。永和五・二・定、成奉書、一ノ二。住民への打渡が實現したのは三月廿六日であつた。康暦元・三・廿六沙彌某(はま殿)打渡狀、菅浦百姓宛、二ノ五。

六月廿九日には守護代の彈正左衛門尉目賀田幸忠から菅浦百姓に日指諸河の下地の宛行狀が發せられた。一六。守護の領有權はこのようにして、菅浦にはつきり打ち立てられたのである。康暦三年（二三八〇）正月廿六日には守護方の「はま殿」と推定される者が下知狀一一を以つて、菅浦の百姓に對して、菅浦の五段の年貢六石三斗八升と三貫文の用途を地下の免給に宛行するが、その外の公事は勤仕すること、警固の要ある時は油斷してはならないことを命令した。それに對して、梶井宮も菅浦に對して領有權を主張し、永徳二年（二三八二）六月六日附令旨〇二一を以つて加賀入道に對して、菅浦内の在家十間

について先に御教書を出したが、廊房の代官が命令を聞かずに公事物を押止めているのは、よくないから、すぐに沙汰するように住民に下知せよ、この在家のことは日指諸河の訴訟の是非によらないと命令した。梶井宮の領有權がまだ恢復していないことが知られる。梶井宮は、至徳元年（二三八四）八月廿一日^{八九}、同年閏九月十六日^{八二}の兩度の檀那院集會事書を以て、永和四年（二三七八）以來大浦が檀那院の舊領である菅浦を押領していること、武家にその不當なことを述べたから、年貢は全部檀那院に納めること、若し聞かなければ公人を以つて催促すること、それも效のない時は、日吉の神輿を動かし、大浦に加擔する住民を嚴重に處分することを決議した。幕府や守護はこのような威嚇に動じなかつたらしいが、菅浦の住民は、抗し得ないで、やがて服従の意を表わしたようである。梶井宮は至徳四年（二三八七）閏五月十日附令旨^九を以つて菅浦の住民に對し、先度の請文の趣は聞いたが、上洛が遅いから、重ねて催促する旨を傳えた。翌嘉慶二年（二三八八）三月廿四日には檀那院は政所集會事書^七を以つて日指諸河の名主百姓に對して、日指諸河の堺についての理由は、先度の事書に明らかにされており、綸旨以下の證據は別紙に書き添えてあること、この上は春成の年貢を早く運上さすために公人を派遣する、大浦方の代官を支持して、對捍する者があれば、多數の公人を以つて責檻する旨を傳えた。その後、どのようになつたか、史料がないので、明らかでないが、梶井宮の領有權の復活は名目だけでなかつたかと推定される。

南北朝内亂期を通じて、その不安定な政治社會の様相と同様に、めぐるましいほどに變轉した日指諸河の所屬争で著しいことは、守護勢力の介入が次第に深くなり、それが訴訟の勝敗を決定する要因となりつつあつたことである。これはこの時代に普遍的なことで、異とするに足りないとも思えるが、介入の仕方に注目すべきものがある。幕府↓守護↓守護代↓郡使と云う支配組織が確立し、幕府の意圖がそれを通じて地方に伝えられ、實施に移されると云うことは少く、郡使級の地方土豪が自己の利害關係を中心に行動し、利害關係の同一なものが共同して、その主張を強制することが多かつた。半済のように南北朝時代の政治決定のうちでも重要なものも、このような動きが契機となつて成立した。菅浦對大浦の争

が長期化し、菅浦の大浦隸屬と云う意外な歸結となつたのも、このような地方土豪の單獨又は連合の行動の影響であり、菅浦と大浦だけの接衝では、紛争は解決できなくなつていたのである。菅浦は湖上交通の自由を封鎖されて、遂に守護に屈服した。反對に漁業面では比較にならない強大な實力を持つている堅田の脅威にさらされても、菅浦は安養寺、長田、海津などの地方土豪の支持によつて、危機を切抜けた。そこに同じく武家支配の時代と云いながら、鎌倉時代とは異つた時代が生れつつあつたことが知られる。

五

菅浦の内外に互つて守護の勢力が強く滲透しつつあつた時に、最初に日指諸河を大浦から奪い、永く保有する力の源となつた日指諸河の惣有と云う事實はどのように變化したであろうか。永仁四年（一二九六）に日指諸河が二十九番五十八人の作人に分配されたことは、先にのべたが、おそらく耕作權を均分したと考えられるこの新しい體制は、永い隣村との争を通じて、その本質的なあり方を持ちこたえられたであろうか。村落の歴史を考える上に、この考察は重要な關係があると云わなければならない。

曆應五年（一二四三）三月十一日に作成された菅浦日指諸河田地注文^{一〇ノ七五七、四ノ三一八}によると、四町五反半三十四歩の田地は、その當時七十二人の作人に割當てられていた。永仁四年（一二九二）に比べると十四人の増加であるが、この數は先に明らかにした當時の菅浦の在家の數と略一致する。^⑩延文四年（一二五九）三月日附菅浦住民申狀^{三ノ}に云つてゐる日指諸河は菅浦の惣有と云う主張は虚偽ではなかつたのである。鎌倉時代の後期に菅浦住民が急激に増加したことは、元徳二年（一二三〇）十二月十五日附左近允書下^{七五五ノ}に、住民のうちに後屋に住して、公事を免除されているものとあると記されていることである。明らかである。太良庄等の住屋を割分して親類下人を居住させていたのと同じの事情と考えてよいであろう。しかしこの田

地注文で注意しなければならないことは、作人が各自に保有する田地の面積が同一でないことである。多い方は善阿の二反半三十六歩を始め、一反以上の保有者が一人、面積の總計は一町九反百四十三歩に達するに對して、少い方では津平次郎の十二歩を始め、百八十歩以下の保有者が四十六人、總面積一町三反六十五歩と云うことになる。十一年後に作成された文和二年（二三三）八月五日附菅浦日指諸河田地注文^{七ノ六}によると、田地面積は四町五反半百九十二歩と僅かに増加しており、作人も七十五人と三人ふえている。一反以上の作人は一人と同じであるのに對して、面積は二町一反二百七十二歩と僅かながら増加している。一方百八十歩以下の作人は五〇人と四人増加し、面積も一町五反二百九十歩と同様に増している。耕地面積が限られているのに、住民の數が増加するのであるから、作職が細分化するのは當然である。しかし一方において作職の集中の傾向が現われていることは、均等に作職を保有すると云う當初の體制が維持困難になりつつあつたことを示すものである。日指諸河保有の必要上、取られたと思われるこの體制が危くなることは、菅浦の運命に係すること重大である。菅浦の住民がこのことを強く意識したことは、牧野信之助氏が始めて注意した^⑤貞和二年（二三四）九月日附菅浦住民等置文^{八〇}によつて明らかである。日指諸河の耕地が賣買される結果、住民のうちには十二歩の作職しか保有しない者が現れた。いま一步進行すれば、無作職の住民が出現する。それに對して住民等の一年か二年を限つての日指諸河の作職賣買は認めるが、永代賣買は禁止する。この決定に背くものは惣への出席が拒否されると申合わせた。「惣」の史料として、この置文は古い上に、惣の結合の基礎が耕地の保有に置かれていたこと、その體制の維持を困難にする事情が発生すると、それに對抗する措置が惣として考えられたことを示している。その意味で重要な史料と云わなければならない。

この置文の主旨がその後どのように守られたか。その事實が明らかにされると、菅浦の惣の結合の強さを測ることができるのであるが、文和二年（二三三）以後の日指諸川の作職保有状態を知る史料としては、應永十五年（二四〇八）四月廿三

日附土帳^①一三ノ八一六、がある。それによると耕地面積四町八反二百五十二步、作職保有者九十四人と、いずれも増加を示している。保有面積の最大のものは二反五畝十二步の兵衛であつて、一段以上の保有者は十三人、面積總計一町八段十步にのぼる。それに對して、すくないのは六步の「たらおん」・「さるまつ」であつて、五畝以下の者は六十一人・面積一町八反三百十三步である。主に人口の増加によると思われる作職の細分化は進んでいるが、賣買が原因と考えられる作職の集中化は、先の申合わせによつて、喰いとめられたことが知られる。惣の結合の意外に強いことが、先ず注意される。

しかし明記しなければならないことは、賣買が制限されたのは、日指諸河の田地だけであつて、それ以外の耕地の賣買は別に制限されなかつたことである。年時分明の菅浦文書のうちで、耕地賣買の古い證文は曆應二年（一二三九）二月十九日附「とうけんし」畑賣渡證文^{七六一}であるが、この畠は小浦に在つた。貞和二年（一二四六）の惣の申合以後の賣買としては、文和三年（一二五四）十二月三十日は「六郎からぬし」の大門畠を抵當に米五石を借りた證文^{四ノ三}がある。延文二年（一二五七）十一月十日に道阿彌と嫡子彌六郎が枇杷の山畠を賣つた證文^{七八九}があるが、この畠も菅浦の西小浦にあつた。

その外、應安六年（一二七三）十二月日附阿彌陀佛寺畠賣渡狀^{七九六}、應永四年（一二九七）二月九日附以阿彌陀佛寺畠賣渡狀^{四ノ三}などがあるが、いずれも日指諸河以外である。菅浦に昔から所屬している耕地の賣買は申合の以前も以後も制限されなかつた。それに對して、住民の總力によつて大浦から奪つた日指諸河の田地だけが賣買を制限されたのである。このことは、惣の發達について重要な示唆を與えるものと云うことができよう。中世の村落は神人又は講など、宗教的色彩を持つ組織や、座衆や供御人などの經濟組織を通じて團結することが多く、菅浦の場合では供御人と云うことで結合した。その時には耕地の共有と云うことが考えられないで、大浦と死活を堵して争うようになって、始めて、問題の土地に限つて、惣有を考えたのである。いままでに知られている惣の史料は多いが、耕地の惣有を示す史料は少い。菅浦の場合でも、從來の研究は史料の檢到が充分でないために、このような重大な事實に氣づかなかつたのである。

菅浦の耕地について、いま一つの注意しておかなければならないことは、菅浦住民が耕作していた田畠は、日指諸河を含めた菅浦領以外に及んでいたことである。觀應三年（一三五二）四月十四日附政所集會事書^三によると、當時菅浦住民は現在高島郡西庄村に屬する開田に出作しており、日吉社は菅浦住民が日吉社宮仕に暴行を加えた報復として、開田への出作を阻止することを決議したことは先にのべた^四。この開田への出作の事情は詳らかでないが、菅浦住民は開田以外の近隣の村落にも耕地を持っていた。今日その史料の残っているのは嶮熊野^五と海津である。嶮熊野庄内の濱方妻取作古畠は貞治四年（一三六五）七月十日に名主源八男から菅浦の的場入道正阿に賣却され、領家は年貢公事を懈らないことを條件に、性阿の買取を承認した^六。貞治四・七・十俊行奉書、一ノ七八、貞治四・九・十八嶮熊野庄領家下文、一ノ八一。應永三十二年（一四三五）十一月日附寄進狀^七八二五によると、海津西庄の市場得分として一反が菅浦の者によつて保有されており、年貢を引いても、四斗の収入があつた。

菅浦の歴史で、日指諸河の惣有と並んで、重要な事實は、田畠・屋敷の所有が惣庄のもとに次第に集中してきたことである。應永三十二年（一四二五）以後の菅浦文書に現れる土地の惣庄所有の史料によつては、石田善人君が表示したので^八、詳しく述べないが、そのなかで重要な應永三十二年（一四二五）十一月の如法道場と全庵室への寄進狀^九一三ノ八二五、については、筆跡・繼目の文字などで明らかである。しかし始めと終りが紛失しており、寄進狀の全文は明らかでない。この寄進狀によると、如法經道場の長福寺には十七筆の土地（田・畠・茶園・山・屋敷・果樹を含む）、庵室には七筆以上の土地（田・畠・屋敷を含む）が寄進されたが、庵室には惣庄・乙名から各屋敷・畠が寄進されており、道場へ寄進された土地のうち四筆には、惣から代が納められる旨が注記されている。惣庄・乙名が早くから土地を持つていたことは、これで明らかであるが、道場の分の注記は、別に考えなければならぬ。この代が地代を意味していることは明らかであるから、惣は耕地を買得保有する外に、道場・庵室に寄進された耕地の用益をも請負つていたことになる。惣庄がこのように土地の保有・借用の面

に進出したのは、一般に土地の賣買を認めつつ、日指諸河の耕地に限つて、賣買を禁止した以前の申合が、すでに限界點にきており、何かの對策を講じなければならぬ段階になつていたことを示すものである。現にこの時に庵室に寄進された土地のうちに、日指諸河に屬するものが六畝あつた。^⑧惣庄が土地を保有有益するとして、買得の資金はどこから得たか、耕地をどのようにして用益したかが問題であるが、それについては、後に少しふれるであらう。

惣庄の組織については、乙名二十人がその代表者であり、二十人がまた上乙名・次乙名・末若衆に分れていた^⑨ことも知られている。この乙名がどのようにして選ばれ、會合したかも不明であるが、菅浦住民のなかには、後在家に住した者は先に述べた^⑩ように公事を負擔しなかつた。この公事免除と云う領家の決定は、康安元年（二二六）十二月三日附菅浦住民等置文^{三ノ二}によつて住民からも承認された。このような後在家に住する者が他の公事を負擔する一般の住民と同様に乙名を選ぶ權利が與えられていたかどうかは疑問である。

乙名選出の方法はさておいて、乙名が應永三十年（二四三）に存在したことは、同年二月九日附祇樹庵妙冲賣渡狀^{八ノ三}に乙名から惣庄へ林の賣却を所望されたとのつていふことであきらかである。この乙名がどのように惣庄を指導したか。その實際を文安二年（二四五）に勃發した對大浦の争いにおいて記すことにしよう。

菅浦と大浦の關係は、守護の許可によつて永和五年（二三七）に菅浦の獨立が認められてから、六十六年も平穩が続いた。その間梶井宮は代官を廊房から加賀入道に交迭したこともあり<sup>應永十七・十一・七（梶井宮）
令旨、加賀入道宛、二ノ八</sup>、梶井宮の領有權が働いていたように見受けられるが、それが他の支配權を排除するほど強固なものであつたかどうかは疑問である。このころ菅浦から年貢の米錢を受取つてゐる者は、「磯野向殿代官河端殿」<sup>應永廿七・十・十三年貢請、
取狀、六ノ四九四・四九六</sup>「源」<sup>應永卅一・十二・十五年、
貢請取狀、七ノ五六六</sup>「まこ三郎」<sup>應永卅二・十・廿年貢、
請取狀、七ノ六〇二</sup>「禪繼」<sup>永享四・十一・十二年貢、
請取狀、一ノ二八二九</sup>「末野直通」<sup>永享六・十一・卅年貢、
請取狀、七ノ五八〇</sup>「公文光朝」<sup>永享九・四・廿一年貢、
請取狀、六ノ五二二</sup>「末野良文」<sup>永享十・三・廿年貢などであるが、
請取狀、七ノ六一四</sup>などであるが、彼等が梶井宮の代官であることの證據はない。それに對して注意されることは、末野直通

の公事錢請取狀永享八・十・廿年貢請取狀、七ノ五八六、水に大浦庄内久諸川と記されていることである。日指諸河は菅浦が耕作しているが、地域としては、大浦の一部と認められていたのである。何故にこのようなことが起きたかと云うと、當時大浦下庄はもはや園城寺圓滿院領ではなく、領主権を持つていたのは、公卿のうちでは姻戚關係で足利家と關係の深い裏松家であつた。その裏松家は同時に菅浦の領主でもあり、代官も兩方同一人の松平式部丞益親であつた〔文安四〕・十一・十三花王院證重書狀、菅浦百姓宛、三七六。裏松家がどのような事情から兩庄を同時に領有するようになったのか、事情は明らかでないが、菅浦内部の日指諸河が大浦庄内と記されたのは、領主が同一であつたことによることは疑いない。永和五年〔三七九〕以來、文安二年〔四四五〕まで六十六年も平和が続いた理由の一つは、このことにあるだろう。

文安二年〔四四五〕から翌三年〔四四六〕まで續いた菅浦對大浦の衝突については、牧野氏が大體を記しているが、記事が簡略で、その意義を正しく評價していない。この紛争については、事件が進行するに連れて、その時々菅浦から發せられた注進狀、朝廷、幕府、山門などからの下知狀、隣郷などからの通信などが多く残つてゐる上に、事件が落着いた後、文安六年〔四四九〕二月十三日に菅浦惣庄が作製した紛争の覺書三七六と、紛争解決に深く關係した花王院證重が文安四年〔四四七〕十一月十三日に菅浦百姓に宛てて送つた長文の書狀三七九が保存されていて、紛争の發端・經過・解決を明確に知ることができる。このようなことは、堺相論の歴史では稀有なことであるが、紛争が解決した後に、その意義について關係者が反省している點でも、また類例がないと云わなければならない。

次に紛争の經過を以上の史料に基づいて略記することにしよう。

先ず原因から記すと、以前から菅浦大浦雙方の入相になつてゐた山を、大浦が文安二年〔四四五〕二月下旬に急に山留をしたことがもとである。菅浦も報復として日指諸河の山留を行い、六月七日に犯した大浦の者から草刈鎌七挺を奪つた。大浦はそれに對して菅浦の船を押えた。事態を憂慮した海津西濱の乙名が仲人となつて、抑留している鎌と船を相互に交

換して、事件を解決しようとしたが、なお形勢が不穏なので、大浦菅浦の雙方の船の警固を引受けていた堅田の辻、東江州の西野等^⑧が仲介に立ち、山の入相を復活することにした。菅浦側は調停を守り、大浦の者の山入を許したが、大浦側は七月三日に船十隻餘りに二〇〇三〇人で赴いた菅浦の若者の山入を拒否し、多勢を以つて撃退した。菅浦側に損傷はなかつたが、菅浦が報復のため來襲するのは必至と考えた大浦は、上庄・海津東濱・今津・堅田・八木濱などの應援を得て、七月四日に菅浦へ先制攻撃を行つた。菅浦はそれに對して地下人と西野・柳野^⑨の加勢四五十人で戦い、大門の邊で家屋が二軒焼けたが、菅浦勢は逃げる大浦勢を追つて、大明神の前で多數の者を打取り、しかも身方で討たれたものはないと云う有様であつた。意氣あがつた菅浦は七月七日附で供御人の領家である山科家と山門の花王院に事件を報告し、十日には八木公文・安養寺殿・河道北南・西野・柳野・鹽津・はるの浦^⑩・海津西濱の應援を得て大浦を攻めた。攻撃の計劃では勢を三つに分け、すの濱には海津西濱、山口には菅浦勢と八木公文、船寄には安養寺・河道・西野・柳野の勢が襲うことにし、それぞれに戦つたが、すの濱では海津勢が六人、山口では中二郎と云う者が一人、上の山では柳野中峯の一族九人まで討たれて、退却した。

菅浦大浦が各々一勝した後、京都では雙方の領主である裏松家が紛争の理非を裁くことになつた。訴陳の中心課題は、今度の紛争を惹起した當面の責任を明らかにすることではなくて、過去の紛争と同じく、日指諸河の所屬であつた。七月裏松家での訴陳では菅浦側が有利であり、大浦の代官松平益親も日指諸河は大浦のうちでないと證言したほどであつた。従つて秋の刈入は菅浦が行つたが、大浦側は將軍義政の叔父に當る相國寺常徳院主^⑪を頼んで運動したので、最終の裁決は大浦側に有利であつた。勢に乗じて、大浦は日指諸河の桑を伐つたが、上意を笠にきての行爲なので、菅浦は反抗できなかった。

裏松家での裁判に敗れた菅浦は供御人の關係で山科家にすがつたが、當主顯言は十八歳の若年であつて、朝廷に勢力が

なく、如何ともできなかった。菅浦を代表して京都で運動したのは乙名の一人で、清九郎と云う者であつたが、頼むものがなくなつて、こまつた揚句、山門の花王院證重に幹旋を依頼し、その力によつて、翌三年（二四四六）二月二十五日に檀那院集會事書が作られ、山門の訴訟と云う形式が始めて整つた。二月二十九日に事書は東塔の護聖院から山門奉行の飯尾肥前入道に上申された。四月廿日には、管領の内者薬師寺元吉から飯尾肥前守に申入れられた。山門の訴狀に對する裏松家の陳狀は五月に提出されたが、その要旨は日指諸川は大浦二十五名のうちで、菅浦はその出作を許されているに過ぎず、山門領などはありませんから、この事件に山門が關係するのは不當であると云うのであつた。それに對して同じく五月に提出された檀那院雜掌目安は一々それを反駁し、長久二年（二〇四二）の官符などをあげて、日指諸河が菅浦領内であることを強調した。山科家も亦五月六月の兩度に目安を提出して、裏松家の去年の措置の不當を訴えた。

一方、現地では三月十六日に菅浦の平三と云う者が山で殺され、船一隻を大浦に取られて、形勢がまた不穩となつた。四月八日には大浦から日指の田地を打ちに出張し、衝突が行われた。争の最も激しかつたのは山田峯の攻防戦であつて、菅浦勢十人餘りで守るところを、大浦勢が百人程で攻め、矢戦となつたが、大浦側の張本人が菅浦側の矢一つで討死し、菅浦の勝利となつた。五月十三・十四日の兩日、大浦側が赤崎の麥を刈つたのと、三月に菅浦の船を奪つた報復に、菅浦は十八日に大浦の船二隻を押え、十九日には大浦の「さひ・大つくみ・小つくみ」の麥を刈取つた。この時の菅浦側の計劃は周到で、大浦の前濱に警固船を多數に出したので、大浦は如何ともすることができなかった。大浦側は翌二十日に赤崎に残つていた麥の刈り取りにかかつたが、菅浦側に攻撃されて、多數の負傷者を出した。五月二十五日に大浦側は海津東濱の應援を得て、日指の田地の踏返しにかかつたが、數百人の寄手に對して、菅浦は七八十人で對抗し、六七人の敵を討ち、多數の者に傷を負わせて勝利を占めた。海津東濱が大浦を應援したのに對して、これまでも菅浦を應援してきた海津西濱では、衝突の報を聞いて、應援の人數をいつでも送る旨、惣中から菅浦に云つてきた。菅浦對大浦の關係で海津の東

西の濱の意見が對立したのは注目すべきである。六月十五日⁽¹⁴⁾には大浦の向山まめの濱で大浦の者が殺されたが、これは菅浦の者が路上で殺したのである。菅浦側はその夜に更に山田小山に押寄せて、放火し、一人を殺した。大浦はその報復として、七月九日に東近江へ行こうとする菅浦の者四人を人をやとつて路上で殺した。菅浦の若者は復讐を主張したが、最初に路頭打をした非があるところから、乙名等はこれを押え、路頭討は今後絶對にすべきでないと申合せた。

現地での衝突が相續く間、京都では檀那院が七月二日に訴狀を提出して大浦側の暴行を訴えた。裏松家は山門が介入したので、應訴しないことにした。菅浦の勝訴はその結果當然となつたが、そのことが公表されたのは十二月二十一日であつた。何故にこのように遅れたかについては、花王院證重がくわしく述べている。奉行の肥前入道が病氣となり、判決が延引されたのが原因であるが、證重の示唆で、奉行と管領に運動して、奉行を肥前入道の子の左衛門大夫爲數に變え、漸くにして裁決が公けにされた。證重の不滿は、自分の示唆で訴訟が有利になつたのに、最後の奉行との折衝で、事件に深く關係した山科家の目代大澤長門守が、勝訴を自分の功にしようとしたことである。憤慨した證重は、事件解決の翌四年（二四四七）十一月十三日に長文の書狀^{三九}を菅浦に送つたが、幕府での訴訟の裏面を曝露した史料として重要である。

二年越しの訴訟に漸くにして勝つた菅浦は、先にのべた通り、惣庄の名で、文安六年（二四四九）二月十三日附で紛争の覺書^{六二}を作つた。筆者は越後公と云う僧であるが、拙い文章ながら、事件の經過を客觀的に書き表わし、合戦の状態も表現しようと努めている。その意味でも珍しいが、末尾に訴訟に勝つたのは、最初に花王院の援助を得て叡山の訴訟とすることに成功したこと、訴訟は清檢校すなわち清九郎⁽¹⁵⁾が粉骨奔走して、それに當つたこと、山科家目代大澤長門守が奉行を知つていたから有利になつたことを挙げ、將來裁判にかけることが起きた時は、同様に京都に運動し、住民は強い心を持つべきだと述べ、萬一にも大浦を襲撃しなければならない時は、山口と上の山から攻め込むことは絶對にさけ、船寄せとすの濱の二手から攻めて、敵を一方へ追い落すようにすべきだと、敗北の苦い經驗を反省している。最後に二ヶ年の

訴訟で、費用二百貫文、地下の兵糧米五十石、酒直五十貫文を消費し、そのために菅浦は五六年は困窮の生活を送らなければならぬと結んでいる。菅浦の住民がこの紛争で思慮が深くなつたことが伺われて、興味が深い。

文安二年（二四四五）の衝突以後、菅浦と大浦の間はしばらく平穩であつたが、寛正二年（二四六二）七月二十四日に菅浦の者が行商のために大浦の山田に赴いた處、盗みを働いたとの理由で殺されると云う事件が起き、それが動機となつて再び大規模な紛争が起きた。この事件の史料は寛正二年（二四六二）十一月三日に作られた覺書^{八二〇}が唯一の史料であるが、牧野氏が調査した時は中缺であつたために、事件の全貌を知ることができず、滋賀縣史の記述は足らないところが多い。幸いに見失つた部分は^{四ノ三}に現存しているので、兩者をつなぎ合せて、事件の経過をのべることにしよう。

山田で菅浦の行商が殺されたことに對する大浦側の説明は、盗みをしたと云うことであつたが、菅浦側が調べたところによると、盗んだと云う雜物は残つておらず、盗んだと云う生口^⑩も作つてなく、その上に殺された者が持つていた商品は全部奪われている有様であつた。餘りのことに憤慨した菅浦の者は、七月二十九日に山田に打ち寄せ、四五人を討ち、馬牛を殺し、鍋釜を壊すの暴行を働いた。事件は京都の裏松家で理非を裁くことになり、加害被害兩方の關係者の湯起請を行つたが、大浦側の證人は若者であつて、元氣にすませたのに對して、菅浦側の證人は老婆のために、動作が不活潑で、手が腫れ、敗と決定した。裏松家では菅浦を退治すると發令した。菅浦では對策を協議したが、盜賊の汚名を着せられたので、よい案がでない。一方大浦は宿怨をはらすのはこの時と、隣郷にも連絡を取り、菅浦を徹底的に亡所にする計劃を立てている。菅浦では京都に度々使をやつて歎願したが、山田での殺人に對して菅浦が直接報復に出たことは、代官の松平益親に不信を表明したものとされ、却下された。裏松家では、いままでの關係で菅浦を援助しそうなところに奉書を出し、豫じめ牽制した。そのために菅浦を應援する者は誰もなかつた。菅浦では全員討死を覺悟し、庄内に立籠るために要害を作つて、來襲を待ち受けた。十月十三日に代官松平益親は鹽津の熊谷上野守・今西の熊谷・山本・淺見^⑪・日野牧^⑫・朽木^⑬・

海津東西・八木濱^⑧の地方勢と、三河^⑨から召寄せた軍勢を率い、海陸双方から攻め込んだ。菅浦は百四五十人で籠つたが、應戰に打つて出ずに静まりかえつていた。それを見て、鹽津の熊谷上野守が仲介に立ち、折衝した結果、山田夜討の下手人に、道清すなわち清九郎と正信入道が附添つて、益親に降参した。このようにして菅浦は一步手前で滅亡から救われたが、受けた打撃は大きく、菅浦では覺書を作つて、今後は少々の不足は堪忍して、裁判事件をおこさないように、末代までこの事件を手本にすべきであると申置いた。事實この以後、菅浦と大浦は争うことはなかつた。

菅浦が文安・寛正の二度の危機を切抜け、大浦と平穩な關係を作ることができたのは、上に明らかにした紛争の經過によつて知られるように、乙名清九郎の奔走と決斷によることが多かつた。文安紛争覺書^{七ノ六}には訴訟に當つた雜掌は清檢校とあつて、清九郎とはないが、それが同一人であることは、花王院證重書狀^{七ノ六}の記事を參照しても明らかであるし、寛正の紛争を無事に解決した道清も清檢校・清九郎と同一人であることは、文明三年（一四七二）十二月日に作製された日指諸河十石十貫文成事書^{七ノ六}に明記されていて疑いはない。この清九郎の名が菅浦文書に始めて現われるのは、永享四年（一四三三）十二月十五日附せい九郎紛失狀^{八ノ二}であつて、清九郎は惣庄に一貫文を貸附けていた。惣庄が耕地・林・屋地などを買ひ上げたり、金融をしたりする資金は、このような方面から供給されたのかも知れない。乙名以外で、惣庄に資金を供給していたのは、寺院である。應永三十三年（一四三六）十一月二十七日附祇樹庵宗椿紛失狀^{二ノ二}によると、祇樹庵は惣中に五〇〇文を貸しており、この時に元利合せて六百七十五文の返済を受けた。竹生嶋も長祿三年（一四五九）六月二十五日附龍五大夫紛失狀^{八ノ二}によると、八百文をこの時惣庄に融通していた。資金供給の史料は外に見當らないが、乙名・寺院以外には、資金供給源はなかつたかも知れない。

清九郎が菅浦のために奔走した最後は、應仁文明の亂に際してであつた。この亂は幕府・管領などの上層支配階級の内紛が直接の誘因となつて勃發したが、遠因は社會の各階層間の緊張であつただけに、文正元年（一四六六）九月に紛争が表

面化し、同二年（二四六七）正月に天皇上皇が一緒に室町殿に移られ、京都市内を中心に戦亂が毎日のように起ると、湖北のこの僻地でも、いつかは戦いに巻き込まれる時があるかも知れないと感じたらしい。菅浦の惣庄では自衛のための對策を實施し出した。文正二年（二四六七）三月十七日示友證狀^{四三ノ二}によると、應徳寺領菅浦山餘地畠北畠中路下七町の一部は、惣庄から要害の地として要求され、一貫文で惣庄に譲られた。文明二年（二四七〇）十月十五日附善應寺看守奇仙、旦那道清連署賣渡狀^{一三ノ八五九}によると、寺有の畠一所が要害の地として、二貫文で惣庄に賣られた。惣庄は、このように外部からの侵略に備えたが、外部と事を構えることが、どのように危険なことに發展するかも知れないことを痛切に知つた直後であるから、自ら求めて戦いに巻き込まれるような愚は犯さなかつた。他の地方では、中央の戦局同様に、東西兩軍に分屬して、鎬を削つて争つていた時に、應仁文明の亂を通じて、菅浦が大浦とばかりではなく、海津・鹽津など、歴史的に對立關係にあることが多かつた村々とも平和な關係を維持したことは、注目に値することである。寛正二年（二四六二）の失敗に懲りたと云えば、それまでのことであるが、清九郎等はただ事なかれ主義でこの重大に時期を見送つていたのでもなかつた。いまでは菅浦の獨立にとつては、大きな障礙となつてゐる幕府・朝廷・守護の權威と勢力が、東西に分裂して争うことによつて、根本から搖ぎ始めた時である。當面の敵を倒すため、生存を全うするため、亂の當事者は外部からの援助をできるだけ必要とする立場にあつた。その弱味につけこんで、いままで壓迫されていたものは、いくらかの奉仕をすることを條件として、課役の輕減、自治の特權を獲得する機會に恵まれたのである。當時このような情勢を利用して、獨立の度を高めたものは當時多く在つたに相違ないと思われるが、史料として残つてゐるものがないために、いままで具體的には考えられていない。菅浦はそのなかでは稀有な例である。次にその事實を述べよう。

菅浦にとつて一番切實な問題は、なんと云つても、年貢であつた。次には對大浦の安全の問題があり、最後には複雑な領主關係を整理し、村の自治を高めることであつた。菅浦は對大浦との長い争で日指諸河の耕作權を確保したが、そのた

めに拂つた犠牲は餘りにも大きかつた。内藏寮・御厨子所・竹生嶋・檀那院の外に、日吉神社・守護方に隷屬するように、最後には大浦と共通の領主を仰がなければならなくなつたし、年貢の負擔も重かつた。日指諸河十石十貫文成事書七ノ六によると、康暦元年（二三七九）に菅浦は大浦から獨立するに當つて、いままでも十石十貫文であつた日指諸河の年貢を、三五二十石二十貫文に倍增することを約束せられたと云う。日指諸河の當初の年貢は米二十二石五斗、錢八貫文であつたから、事書の記事は一部誤りがある。事實は年貢米をそのままとし、年貢錢だけ十二貫文増加したのではないかと思われるが、獨立しよう、耕地を維持しようとして、あがいた菅浦に課された條件は、このように厳しいものであつた。文安二（三年（二四四五））の對大浦の紛争で菅浦は勝つたが、それは大浦の住民との關係であつて、領主の裏松家との力關係には影響はなかつたから、年貢關係が改善する筈はなかつた。寛正二年（二四六二）以後は逆に裏松家とその代官松平益親に對する隷屬度を高めたぐらいである。

應仁の亂が始まると間もなく、清九郎等は菅浦の獨立自治を高めることが究極の目的であることを明瞭に意識して、問題を一つずつ解決することに着手した。第一步は對叡山の關係であつた。檀那院は菅浦の領主であるが、文安二年（二四四

五）の紛争以後は、花王院との關係が密接である。領有の對象は菅浦の前田の田畠を中心に、年貢は十二三石であつた。亂の直前は未進が續き、前田分の六石も有名無實の狀態であつた。花王院證重は代官給・政所給・定使給を控除して十石の運上を要求したが、清九郎等は小豆五斗・米一石・大豆三石五斗計五石を運上すること、枇杷は三百納めることで、證重を承知させ、政所は清九郎の子孫の世襲と定めさせた。文明二・四・十三花王院證重下知狀、菅浦年老人宛、一ノ四八、。花王院のこのよ

うな讓歩が、耕作する農民の負擔にどのような影響を與えたか。いままでも前田の年貢は反當り一石二斗全部で六石であつ

たのが、今後は反當り三斗一升ずつ、面積も四反半とし、年貢の配分は本年貢として山門へ一石、兩社へ一斗、注目すべきことは、地下桝定④で一斗三升を地下乙名に沙汰することになつたことである。文明二・四・廿菅浦前田。この以前にも乙名にこの

百姓置文、一三ノ八五六

種のを納めていたかどうかは不明であるが、もしこの時に始められたとすると、乙名の支配權が菅浦の古くからの耕地にも及ぶことになったことの現れとすることが出来る。枇杷については、道清の努力によつて、役を負擔する者を山門に知らずに、菅浦全體として納めることにした文明二・四・廿枇杷
置文、一三ノ八五七。これによつて、山門に對する菅浦の立場が高められたことは云うまでもない。

次は對大浦との關係であるが、二十石二十貫文の年貢については、清九郎と地下の僧の棲徳庵が裏松家の代官で大浦をも同時に管理している松平益親に話しかけ、菅浦と密接に結ぶことが益親の大浦庄知行を強化することになることを理解させ、文明三年（一四七二）十二月から年貢を一〇石一〇貫文に引下げること同意させた。菅浦の住民はこの知らせを聞いて悦んだが、益親を説得した清九郎等の眞意は「大浦の代官益親を地下へ入るべからざる支度」であつた文明三・十二・廿菅浦
文成事記、七ノ六三五。清九郎等の努力は、裏松家がそれと略同時に菅浦地頭方少入免年貢すなわち日指諸河の知行權を花王院に寄進し、代官益親が菅浦に關係するのを禁じた文明三・十二・廿三兼願書
狀、式部丞宛、二ノ一六ことによつて、當初の目的を達した。菅浦は日指諸河の年貢半減に成功すると共に、領主を花王院に統一することができた譯である。領主の勢力が強い場合は、領主が一つになることは、領主への隷屬を高めることになることは、云うまでもないが、この場合、菅浦の立場が有利になつたことは疑うべくもない。清九郎以下廿名の乙名たちは事書七ノ六
三五を作つて、十石十貫文成の事情を記録するとともに、裏松家が日指諸河を花王院の領地に寄進したことは、更に私の儀ではない。地下人がこの旨をよく心得て、終始平和の相談した結果がこのようになつたことを附記した。

この清九郎等が中心になつて、應仁文明亂中に年貢の半減に成功したのと、同一の事情は亂中の東寺領上下久世庄において認められる。久世庄では十九人衆と呼ばれる國人層が中心になつて、東寺の年貢を半減し、それを基にして活潑に活動した。應仁文明の亂が及ぼした影響として、國人層又は乙名層など農民の上位のものの勢力伸張が顯著であつたことは、

南北朝内亂の際の守護又代級の活躍が著しかつたのと比べて、對照的である。清九郎はその晩年において、このような状態を見て満足の念を禁じ得なかつたのであろう。花王院との契約ができた文明二年（一四七〇）四月二十日に寄進狀^{九ノ七}を作つて惣庄に二貫文を寄進し、毎年一回宿老が會合して、念佛を修し、清九郎の菩提を訪うことを要望した。善應寺の檀家でありながら、菩提のために乙名たちの念佛を依頼したところに、惣庄の結合發達のためにその一生をささげた清九郎の俤が伺われて、興味が深い。文明四年（一四七二）と推定される斷簡の書狀^{九ノ七}に道清すなわち清九郎が十一月八日に歿したことが記されている。

清九郎等の努力によつて基礎がなつたと考えられる菅浦の獨立自治は、その後どのような變遷を辿るか。枇杷などの園藝作物、綿・油實などのいわゆる商品作物の耕作に進出することと絡んで、菅浦の歴史は興味ある展開を示すが、すでに割當てられた頁數を大きく超過したので、ここで記述を止めることにする。

（昭和三十一年五月二十四日稿了）

註

(1) 菅浦を所管している滋賀縣伊香郡西淺井村の調査による。昭和三十一年三月三十一日現在。

(2) 當社の由緒沿革については林屋辰三郎氏著「中世文化の基調」八四頁以下に詳しく述べられている。文書發見の事情については、中村直勝博士著「日本文化史南北朝」二二五頁参照。

但し博士は文書總數一五五〇通としておられるが、影寫されたものは一、二五〇通である。

(3) 前掲中村直勝博士著「日本文化史南北朝」二二八頁以下、社會史研究第九卷第四五・六號論文「禁裡供御人に就いて」同著「莊園の研究」所收「中世農民の生活」七三五頁以下参照。

(4) 牧野信之助氏編纂滋賀縣史第二卷五一〜二二、七五一〜六〇頁、第

三卷一九四〜五頁参照。

(5) 林屋辰三郎氏著「中世文化の基調」所收「近江須賀神社とその村落」、同著「古代國家の解體過程」所收「中世農村生活の現實的展開」

(6) 國史學第五十九號所收橫山晴夫氏論文「供御人の活動と村落連合」

(7) 二回採訪の文書總數は赤松が數えたものである。

(8) 滋賀縣史で牧野氏が引用しているが、中村博士、林屋氏などは引用していない。

(9) 萬葉集卷第九雜「高島の足利のみなとを榜き過ぎて、鹽津菅浦今は傍かなむ」。

(10) 夫木和歌抄卷第二十五浦「沖つなみ高しまめくりこきすぎて遙かになりぬ鹽津菅浦」

(11) 日本三代實錄卷第三十九元慶五年三月十一日條参照。

(12) 叡山が圓仁流と圓珍流の兩方に別れて争い、圓珍派が山上を退去したのは正暦四年(九九三)である。

(13) 中村博士は菅浦はもと大浦庄の一部であつたとの立場をとられた。「莊園の研究」七三七頁参照。林屋氏も中村博士と同意見である。「中世文化の基調」九四頁参照。牧野氏は菅浦が大浦庄の一部と云うのは、大浦庄の主張だとし、事實は必ずしもそうではあつたとは限らないとしている。「滋賀縣史」第二卷五一四頁参照。

(14) この争について一番古い史料は文永十一年(一二七四)十一月日藏人所下文(菅浦供御人宛、九ノ七二〇)であるが、その信憑性については問題があり、中村博士は早くから偽作文書としておられる。「日本文化史南北朝」二二三―四頁参照。博士の主張には従うべき點が多いが、この下文に出てくる山口の連亂は、外の確實な文書にも出ており、それが事實であつたことが確められることは、この文書の信憑性を考えるに當つて、注意すべきことである。

(15) 牧野氏はこの文書に記されている古神輿を渡したことを、渡御と解したが(滋賀縣史 五一頁)、これは誤解であつて、石清水八幡宮の神輿が紀伊國鞆淵八幡宮に譲られたと同様に解すべきである。

(16) 中村直勝博士著「日本文化史南北朝」二二三―二四頁参照。しかし鎌倉時代の供御人は、用明天皇又は天智天皇の時からその職を奉じていると信じていたことは事實である。

(17) 林屋辰三郎氏著「中世文化の基調」一〇三頁参照。

但し、この應保元年(一一六一)が十二月十三日の山槐記の記事によるとすると、山槐記にはその前年永暦元年(一一六〇)十二月十一日も記事がある。

供御人と惣(赤松)

(18) 史學雜誌第四十九篇第八・九號掲載小野晃嗣氏論文「内藏寮經濟と供御人」参照。

(19) 史林第三十七卷第一號掲載、赤松俊秀論文「座について」参照。

(20) 延喜式第三十九内膳司(新訂増補國史大系本八七五頁)参照。

(21) 延喜式第三十九内膳司(新訂増補國史大系本八七八頁)参照。

(22) 令義解卷第一職員令大膳職(新訂増補國史大系本四九頁)の所屬職員に雜供戸があり、「謂鶉飼・江人・網引等之類也」とある。令制定の當初、地方の御厨を所管したのは大膳職であつたから、この雜供戸は地方の御厨にあつて魚鳥を捕えるのを仕事としていたものと考えられる。

(23) 内膳司が御厨を所管するようになったのは、延暦十七年(七九八)からと思われる。類聚三代格に收められている同年六月廿五日附の太政官符によると、それまで大膳職に隸屬していた網曳長・江長各一人が、この時から内膳司に屬することとなつた。

(24) 筑摩御厨を構成する者が、長と調丁であつたことは、三代實錄卷第四十八仁和元年(八八五)九月七日のところに、勅によつて、長と調丁を廢し、倭丁を以つて充てたことが載つていたので知られる。しかしこれだけでは、調丁が鮎の調理に當つていたかどうかは明らかでないが、延喜式卷第三十九内膳司(新訂増補國史大系本八七五頁)によると、若狹・紀伊國では、内膳司は課丁の調物を受取り、それを以つて鮮物と交易して所要のものを調達した。このことや、御厨から貢進するものが調雜物の一種であつたことを考えると、調丁は調を作る課丁と解してよいであらう。

(25) 延喜式卷第三十九内膳司(新訂増補國史大系本八七五頁)参照。

(26) 類聚三代格卷第二十斷罪贖銅事所收昌泰四年(九〇一)閏六月廿五日附太政官符参照。

27) 西岡虎之助氏著「莊園史の研究上」所收「莊園における倉庫の經營と港灣の發達との關係」一八五—六頁參照。

28) 史林第三十七卷第一號掲載赤松俊秀論文「座について」に全文發表。

29) 山槐記應保元年（一一六一）十二月十三日によると、大江御厨についての延喜五年（九〇五）の藏人所牒には河内國中の池・河・津を御厨の領にするとあつたと云う。そのことから考えると、この御厨の設置は延喜五年（九〇五）と推定して誤りないと思う。

30) 大谷文書第五號御厨子所公人等重訴狀（史林 第三七卷第一號七頁）參照。

31) 山槐記應保元年（一一六一）九月十七日參照。

32) 中村直勝博士著「日本文化史南北朝」二二一頁以下參照。博士はその後、岩波講座日本歴史第十六回「室町時代の庶民生活」三〇頁以下、經濟史研究第十一卷第五號「座の有する偽文書の意義」などでも粟津供御人を論ぜられた。又西岡虎之助氏は論文「莊園における倉庫の經營と港灣の發達との關係」（莊園史の研究 上卷一四七頁）でこの供御人のことを述べている。小野晃嗣氏は史學雜誌第四十九卷第八・九號發表の論文「内藏寮經濟と供御人」で、粟津供御人については、別に發表することを約したが、遂に發表せずに早逝した。豊田武氏も粟津供御人のことは、同氏著「中世日本商業史の研究」を始め、多くの論文を述べているが、纏めて發表したものはないようである。粟津供御人の研究の困難は、一つには、その所有史料に眞贋が混在していること、第二には、供御人の在地における生活状態についての史料がないことである。そのうち第一の困難については、若干の新史料を得たので、いままでの観方を離れて、新しく検討し直した上で、意見を發表したいと思つてゐる。

33) 中村博士、小野晃嗣氏等の研究に部分的に引用されているが、全文はまだ公刊されていない。

34) 曆應五年（一三四二）三月十一日附菅浦日指諸河作人注文（一〇ノ七五七、四ノ三八）參照。この兩通はもと一通の文書であつたのが、大正の調査の時は離れ離れになつて見出され、年號のついてゐる後半だけが、まず影寫された。年號のない前半は續集で影寫されたが、鎌倉時代の部に收められている。この注文の意味については、後に詳しくのべるが、作人は七十二人あげられており、在家の數と一致する。

35) 昭和三十一年三月三十一日現在、西淺井村役場調査。

36) この事件の史料は、某書狀（樹下殿宛五ノ三八六）、某書狀（長田殿宛五ノ三八七）、某書狀（安養寺殿宛五ノ三八八）、某書狀（堅田宛五ノ三八九）、「應永四年」（一三九七）四月十八日附具光書狀（五ノ三八六）、應永四年十一月廿四日附菅浦堅田契狀（五ノ三九〇）である。事件の經過については、「滋賀縣史」第二卷七五八頁、第三卷一八六頁と林屋氏の「中世文化の基調」九九頁に簡単に述べられているが、二三重要な事實が落ちてゐるので、ここでやや詳しく述べておく。

37) 安養寺は、東淺井郡竹生村の字名である。安養寺殿はそこに住む土豪であらう。

38) 中村博士は「莊園の研究」（七三九頁）で菅浦は鎌倉時代後期に西園寺家に依頼して湖上漁業の獨占權を得ようとしたと述べられている。林屋氏も博士に従つて「中世文化の基調」九九頁で同様なことを述べているが、「湖上」と云う詞の意味が琵琶湖水面全部と云うことだとすると、事實と相違する。

39) 史林第三七卷第一號掲載赤松俊秀論文「座について」一二—一三頁參照。

照。

(40) 貞應二年(一二二三)十一月日附某家下文(菅浦供御人宛九ノ七二三)には代々の御厨子所下文の狀に任せ、諸方の妨を止めよと書いてある。

高倉天皇の時代に供御人に指定された後、所管の御厨子所の保護を受けていたことが知られる。この事實は菅浦の敵方の大浦庄でも一部認めており、正安二年(一二三〇)五月日附、大浦庄百姓等陳狀(七ノ六三三)によると、菅浦供御人は任命からしばらくして、建保六年(一二一八)七月日附の繪旨で停廢されたと主張した。

(41) 昭和三十一年三月三十一日現在で字菅浦の耕地は田地一六丁七反、畠地一一丁二反であるにすぎない。

(42) 滋賀縣史第二卷五二〇—一頁参照。

(43) 林屋辰三郎氏が「中世文化の基調」九五頁で、海津を梅津と誤っている。

(44) 御成敗式目追加法第四四〇條(佐藤進一・池内義資兩氏編「中世法制史料集」第一卷二二八頁所載)。

(45) 林屋辰三郎氏著「中世文化の基調」九五頁参照。

(46) 叡山對近江國守護佐々木との争については滋賀縣史第二卷三七一—八頁に要領を得た記述がある。

(47) 供御人を所管したのは御厨子所であり、御厨子所は内膳司に所屬したが、鎌倉時代初期内藏頭を世襲する山科家が御厨子所別當を兼任してから、内藏寮と供御人の關係が深くなった。その事情については、小野晃嗣氏論文「内藏寮經濟と供御人」史學雜誌第四九卷第八號一〇頁参照。

(48) 太良庄については、最近多く論文が發表され、黒田俊雄氏の「若狹國太良庄」(庄園村落の構造所収)、安田元久氏の「莊官的領主制の形成」(日本封建制成立の研究所収)などは、論述詳細に互つている。しかし

雲巖・乘運の身分については、いままでの研究は完全とは云えないし、その外にも問題とすべきことがある。他日機會があれば、私見を公けにしたいと思つている。

(49) 中村博士は「日本文化史南北朝」二二一頁で、日指諸河は元來菅浦の領地であつたと述べられた。また牧野氏の滋賀縣史は所屬について、何も述べていない。林屋氏は中村博士に従いつつ元來日指・諸河は地勢上からも菅浦の所屬と見るべきであるとしている。挿圖に掲げた二萬五千分の一の地形圖に明らかなように、日指諸河の耕地は、山田峯の尾に抱かれてゐる耕地であつて、大浦からは一キロ餘りの距離にある。地勢上からは、始め大浦に所屬したとするのが事實に即した見解であらう。

(50) 「滋賀縣史」第二卷五一—五頁参照。

(51) この結番帳は續集の文書のなかでは最も興味がある。二十九番に分けられた各番の耕地面積が記されていないが、ことによると、各番の面積は等しいのかも知れない。日指諸河に關係の結番帳であることは、裏書に「ひさし」とあり、本文に、「赤さき一田」と日指諸河より更に大浦に近い赤崎があげられ、諸河も本文のうちに見えてゐることで確められる。ただ残念なことは、殆んど全部平假名で書かれてゐるために、讀み解くことが困難なことである。他日原本を見て、讀本を作りたいと思つてゐる。

(52) 牧野氏は「滋賀縣史」第二卷五一—六頁でこの事件をのべてゐるが、正安三年(一二三〇)三月十三日附伏見上皇院宣(四ノ二八五)のみを見て、尊祐訴狀を見ていなかったために、事件の内容を知らず、そのために菅浦へ逃竄つた者は、大浦庄民ではなかつたとし、大浦側では日指諸河の住民を自庄民と目する必要上、大浦庄の百姓が菅浦に逃げ竄つたのであ

るとしたが、これは誤りである。

- 53 彦根論叢ではこの文書を應安三年（一三三〇）としているのは誤りである。

- 54 紀業弘注進狀と繪圖についての疑は日附が乾元元年八月とあることである。乾元元年の改元は十一月廿一日であるから、この日附は後から書入れたものである。

- 55 牧野氏は「滋賀縣史」第二卷五一七頁で、林屋氏は「中世文化の基調」九六頁で繪圖では日指諸河は菅浦に歸したとのべているが、今保存されている繪圖は菅浦の主張だけを書き表わしたものであり、大浦の主張を描き出した今一枚の繪圖があつた筈である。この繪圖は恐らく大浦側が保存したのであろうが、それが早く紛失したことが、菅浦の立場を有利にした。

- 56 牧野氏は「滋賀縣史」第二卷五一九頁で應長元年二月に院宣が出て、その後十月に供御人の言上があつたとしているのは誤りである。

- 57 林屋氏は「中世文化の基調」九六頁で、日吉社の使は神役の催促のためであつたとしているが、これは誤りである。

- 58 林屋氏は「中世文化史研究」に發表した初稿を大きく訂正して、「中世文化の基調」九六頁で、この裁定は大浦に有利であつたとし、繪旨寫の文に「大浦下庄内たるの由、載せざるの上は」とあるのは書き誤つたもので本書には「載するところの上は」とあつたものと解している。菅浦文書にはこの繪旨の寫が五通あるが、いずれも「載せざる上は」となっているから、林屋氏の解釋は、事實に當っていない。ことに八ノ六九五に收められているものは、破損しているが、宿紙を用い、大膳大夫行房の花押があり、原本と認められるものである。従つて、菅浦がこの裁定

に不満であり、北朝側の院が菅浦に越訴を進めたと解したことも誤りである。事實は後に述べる通りであつた。

- 59 六ヶ條の理由は、大略今迄に紹介したものと同じであるから説明を省いておく。

- 60 この事件については「滋賀縣史」には觸れておらない。林屋氏は「中世文化の基調」九七頁で建武の勅裁に違つたものとしている。しかし林屋氏の建武の勅裁についての解釋が事實に當っていないことは、68に指摘した。

- 61 一一ノ七七四の守護又代注進狀によると、十日に檢知を行い、菅浦側が長久の官符を提出したので、守護又代は成願等の京都の送進を中止したとある。七七五が案文であつて、七七四が正文であり、いずれを取るべきか難しいが、一應案の方を取つた。

- 62 この開田は菅浦から約八キロ西北の距離にある伊香郡西庄村にある。

- 63 西野は菅浦と東に相對している古保利村の西野に住む土豪であろう。

- 64 幕府の禁制は建武以來追加に出ている。

- 65 同右。

- 66 同右。

- 67 (文和二) 八・廿五堀井宮令旨(一一ノ八〇〇)には菅浦を兵糧料所として與えられたのは小串熊谷とあるが、文和四・九某下知狀(一一ノ五四)には小串は見えない。

- 68 金輪院は叡山の二院であろうと思われる。

- 69 新保は高島郡百瀬村にある。

- 70 八木は東淺井郡竹生村八木であろう。

- 71 「かわち」は知らないが河道なら東淺井郡大郷村の字名である。

72 今西は、東淺井郡朝日村の字名である。

73 海老江は、東淺井郡朝日村の字名である。

74 七十二人の作人のうちには念佛講衆が含まれている。建武二年の七十二戸に念佛講衆が含まれているとすると、問題はないが、そうでない場合も考えられるから、完全に一致するとはしないでおく。

75 「滋賀縣史」第二卷七五三頁参照。牧野氏はこの置文を作ったのが菅浦住民であることに気づかず、大浦菅浦の間に立つた仲介者とした。林屋氏も「中世文化史研究」に發表した前稿ではこの置文に觸れなかったが、「中世文化の基調」一〇七頁でこの置文を引用している。林屋氏はこの置文に先行する事實に気づいていないので、價值を低く見ている。

76 一二ノ八一六と五ノ三五四が同一の文書であることは、本文の筆致と、三五四に附せられた「四」の枚數とによる。

77 本稿四二〇頁参照。

78 嶮熊野庄はいまの高嶋郡劍熊村である。

79 史林第三十八卷第六號石田善人「物について」参照。

80 先に紹介した、應永十五年四月廿三日附日指諸河田地注文でこの六畝がどうなっているかを明らかにできないのは残念である。

81 「滋賀縣史」第二卷七六〇頁参照。

82 本稿四二六頁参照。

83 牧野氏は「滋賀縣史」第二卷七五九頁で、應永三十三年十月秋成年貢錢十貫文の納狀に「助四郎三井殿御代官」とあることを證として、この三井は山門の職人を勤仕したものと同一人であるとしている。ところが私の調べたところではこの文書は現存しないようである。あつたとしても、この時に山門が春秋成の公事を徴収していたかは疑問である。

供御人と惣(赤松)

84 花王院證重はその書狀のなかで、浦山殿と云っているが、それは裏松家の誤りである。

85 「滋賀縣史」第二卷七五五—六頁参照。

86 年月日順に主な史料を掲出する。

▲文安二・七・七菅浦百姓目安、花王院宛、(三ノ一一〇) ▲文安二・七・七菅浦百姓目安、山科家宛(二ノ八三一) ▲文安二・八・廿菅浦百姓等訴狀(二ノ一〇六) ▲文安二・十・八山科家目代左衛門尉藤原某下知狀(三ノ二七七、二ノ一〇八) ▲文安三・二・廿五檀那院集會事書(三ノ二七九) ▲(文安三) 二・廿九觀山護正院代等舉狀(二ノ一二七) ▲(文安三) 四・廿藥師寺元吉書狀、飯尾肥前守宛(三ノ二八〇) ▲文安三・四・廿菅浦提出文書目錄(三ノ二七八) ▲文安三・五・十檀那院堂集會事書、菅浦住民宛(二ノ一〇四) ▲文安三・五裏松家雜掌陳狀(二ノ八三四) ▲文安三・五檀那院雜掌目安(二ノ八三三) ▲文安三・五内裏供御所雜掌目安(二ノ一〇八) ▲(文安三) 五・廿五海津西濱惣中書狀、菅浦惣中宛(六ノ四五) ▲文安三・六内藏寮家雜掌目安(二ノ一〇九) ▲文安三・七・二檀那院雜掌重訴狀(二ノ八三五) ▲文安三・十二・廿一室町幕府奉書、内藏寮雜掌宛(三ノ二八二) ▲文安二・七・七日安には二月下旬とあるが、文安六・二・十三紛爭覺書には三月比とある。

87 覺書には「西野中北方と申し、柳野中峯殿の聲なり」とある。西野・柳野とは近接した字であるので、そのなかの中の北方・中の峯殿と云うのであろうと思うが、はつきりしないので、西野等とした。

88 柳野は東淺井郡古保利村の字名である。

89 河道は東淺井郡大郷村の字名である。

91) はるの浦の所在については知らないが、伊香郡伊香具村に飯浦の字名がある。

92) 常徳院主が誰であるか知らないが、義政の叔父の禪僧としては、義教の兄弟に周嘉がある。

93) 文安三・七・二禮那院雜掌重訴狀(一二ノ・八三五)には五月十三・十四の兩日とあるが、紛争覺書(七ノ六三一)には十四日十五日とある。重訴狀に従つた。

94) 文安三・七・二禮那院重訴狀には、この日の事件として、竹生嶋の喧嘩が出ているが、向山まめの濱の殺人は出ていない。紛争覺書に従つた。

95) 山田も小山も大浦の字である。

96) 覺書には清機校とだけあつて、清九郎とはないが、後に證明するうちにこの二人は同一人である。

97) 生口とは「くちよせ」のことであり、死人の靈が巫女にのり移つて、託宣することを云う。起請とならんで中世の裁判を特色づけるものである。

98) 山本は東淺井郡朝日村に同じ字名がある。

99) 淺見については知らない。

100) 日野牧については知らない。蒲生郡の日野であろうか。

101) 朽木は高島郡朽木村であろう。

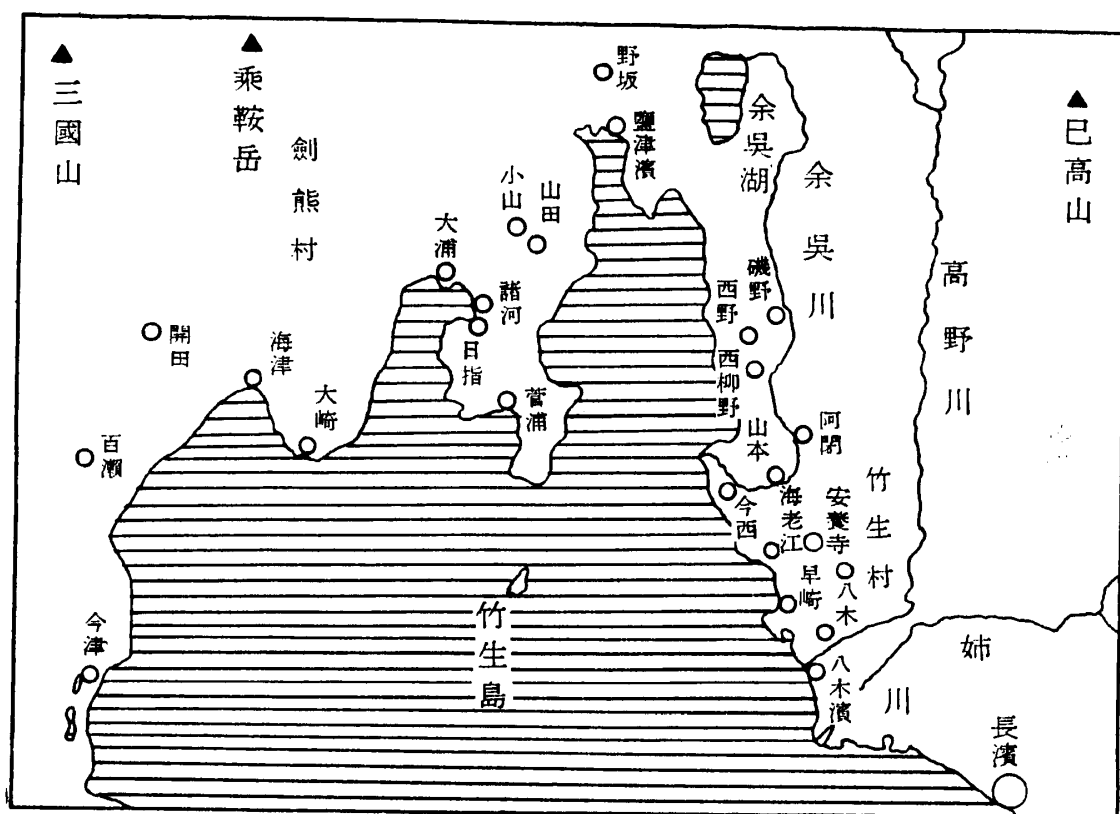
102) 八木濱は東淺井郡大郷村の大字である。

103) この時に益親が三河から軍勢を動かしたことは、益親が三河の出身であることを示している。寛政重修諸家系圖の家康の松平氏に出ている。

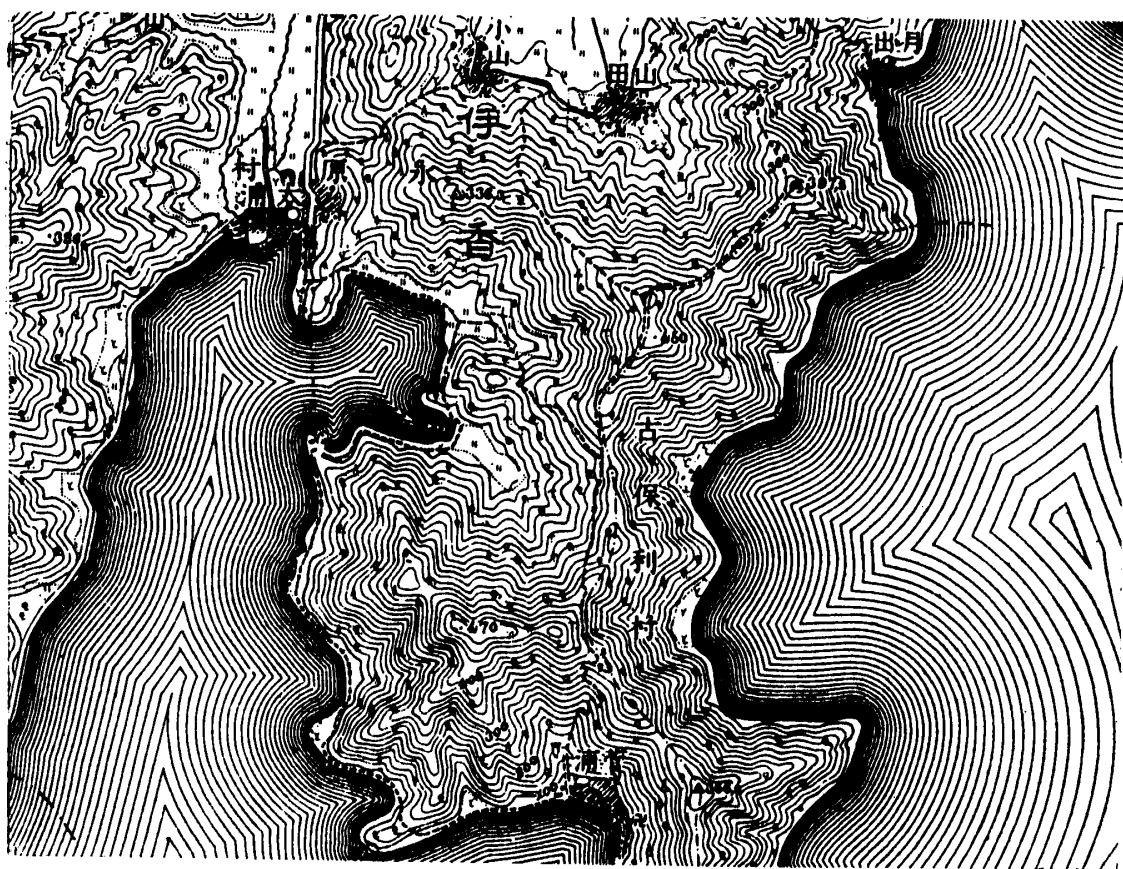
104) 文正二年は三月五日に應仁と改元されたが、動亂のさなか、湖北の僻地なので、そのことを知らなかつたのであろう。

105) この文書に記されていることによると、年貢の収入は一石三斗九升五合、支出一石三斗三升で六升五合の剩餘が出ることになる。その事情を説明するものは、地下乙名への貢納が地下枿定であることかも知れない。

106) 菅浦の惣庄の活動が最も活潑であつたのは、恐らく清九郎の時代であろう。このままに惣庄の活動が發展すれば、中世後期の日本の歴史は書きかえられていたであらう。戰國時代の長い抗戦は、惣の活動の芽をむしばみ、淺井氏の時代に、惣庄は分裂して、自治を失うのである。その間の事情については石田善人君が論文「惣について」でのべている。



管浦關係略圖 (二十萬分之一)



菅浦附近地形圖（地理調査所版 竹生嶋五萬分一之圖分載）